

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	160	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止				
提案団体	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省、経済産業省				

求める措置の具体的内容

中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていることによるもの。現在、中小企業等に対する従業員の処遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている助成金は、事業主団体を対象としたもの1件しかなく、従業員の処遇改善等に関する国の政策において、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。改善計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本県に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。

【支障事例】

当該計画の認定が助成金申請要件となっている場合の手順は次のとおりで煩雑。

- ①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。
- ②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。
- ③都道府県は、国が定める認定審査基準等に照らして認定するか否かを判断する(場合によっては、あらかじめ国に協議し同意を得る必要がある)。
- ④都道府県から認定通知を受領した後、企業等は、国の定める日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。

【効果】

改善計画に係る都道府県の認定事務を廃止し、改善計画の項目のうち必要なものを助成金受給資格認定申請書に追加することで、企業は、上記の②の手続が不要となり、企業等の負担が軽減され、助成金を活用して雇用環境の改善を図る企業等が増加する可能性がある。

②、③がなくなることで、事務の簡素化が図られるとともに、企業等は、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくなる。

根拠法令等

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項

ご指摘の助成金である中小企業労働環境向上助成金は、労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図ることを目的としたものであるが、このうち、個々の企業が申請主体となる「個別中小企業助成コース」については、中小企業労働力確保法に基づく改善計画について都道府県知事の認定を受けることを既にその支給要件から外しており、助成金の申請手続きにかかる中小企業事業主の負担軽減を図っているところである。

他方、「団体助成コース」については、①申請の主体が事業協同組合等の団体であり、個々の中小企業事業主ではないこと、②改善事業の実施については、同業種ぐるみ、同地域ぐるみでの取組みが有効であるところ、限られた財源をより効果的に活用するためには、目標を達成するために適切なものかどうかといった観点から、極力有効かつ効果的な改善計画について事前に認定を行い、助成措置を講じる必要があること、③改善計画の認定は、中小企業等協同組合法において、事業協同組合等団体の設立の認可等を行う主たる所管行政庁とされている都道府県において行うことが望ましいこと、④人材不足分野における雇用管理改善の推進が重要な政策課題となっており、中小労確法第15条により、国及び都道府県が認定組合等に対して、認定計画に係る改善事業の的確な実施のため行うとされている必要な指導及び助言をより効率的なものとする必要があることから、引き続き「団体助成コース」に係る改善計画について都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とし、改善計画の認定事務について各都道府県にご協力をいただきたい。

なお、改善計画については、上記助成金のほか、中小企業信用保険法等の特例の要件にもなっているところであり、中小企業向け金融政策の観点からも、従来から中小企業に対する経営等に関する指導・施策を行っている都道府県においてその認定を行うこととしているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案の主旨は、労働局への申請までの時間短縮を図り、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくすることにある。

財源の有効活用、認定計画に係る改善事業の的確な実施のための指導・助言の必要性については、個々の事業者と何ら変わらないことから、個々の事業者同様、都道府県認可の団体も労働力確保という目標に向けた計画を立案する点は同じであり、団体のみに負担を課すことはバランス上不均衡である。

事業協同組合等についても、中小企業事業主と同様に、都道府県知事の認定を支給要件から外し、負担軽減すべき。

また、中小企業信用保険法等の特例についても、同様に、事業主等の負担軽減を図ることを検討すべき。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	241	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省、経済産業省				

求める措置の具体的内容

中小企業労働力確保法に基づき事業主が雇用管理を改善するために策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

法における支援措置(助成金)を国(労働局・ハローワーク)へ申請する要件として、知事の改善計画の認定が義務付けられているが、助成金受給の際には、別途国へ申請が必要であり、申請者に大きな負担となっている。具体的には、計画認定の申請書類7種類のうち4種類が助成金受給の申請書類と重複している。

【懸念の解消策】

改善計画の認定は、助成金受給の要件のほか、中小企業信用保険法等の特例の要件にもなっているが、現実には、改善計画の認定後に助成金受給以外の支援を活用した事例はなく、支障はないと考える。

根拠法令等

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項

ご指摘の助成金である中小企業労働環境向上助成金は、労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図ることを目的としたものであるが、このうち、個々の企業が申請主体となる「個別中小企業助成コース」については、中小企業労働力確保法に基づく改善計画について都道府県知事の認定を受けることを既にその支給要件から外しており、助成金の申請手続きにかかる中小企業事業主の負担軽減を図っているところである。

他方、「団体助成コース」については、①申請の主体が事業協同組合等の団体であり、個々の中小企業事業主ではないこと、②改善事業の実施については、同業種ぐるみ、同地域ぐるみでの取組みが有効であるところ、限られた財源をより効果的に活用するためには、目標を達成するために適切なものかどうかといった観点から、極力有効かつ効果的な改善計画について事前に認定を行い、助成措置を講じる必要があること、③改善計画の認定は、中小企業等協同組合法において、事業協同組合等団体の設立の認可等を行う主たる所管行政庁とされている都道府県において行うことが望ましいこと、④人材不足分野における雇用管理改善の推進が重要な政策課題となっており、中小労確法第15条により、国及び都道府県が認定組合等に対して、認定計画に係る改善事業の的確な実施のため行うとされている必要な指導及び助言をより効率的なものとする必要があることから、引き続き「団体助成コース」に係る改善計画について都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とし、改善計画の認定事務について各都道府県にご協力をいただきたい。

なお、改善計画については、上記助成金のほか、中小企業信用保険法等の特例の要件にもなっているところであり、中小企業向け金融政策の観点からも、従来から中小企業に対する経営等に関する指導・施策を行っている都道府県においてその認定を行うこととしているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「個別中小企業助成コース」については、改善計画の認定が助成金の支給要件でなくなることで、認定申請がほぼ見込めないため、制度が形骸化するものと思われる(242の本県意見を参照いただきたい)。また、認定制度が残ることで、改めて助成制度の支給要件となる可能性が残り、申請者にとって負担となる恐れがある。

「団体助成コース」については、二重の手続をなくすために、改善計画の認定を廃止し、助成金の申請手続として改善策を立案させ、指導・助言することが適当と考える。なお、助成案件に対して県が連携して指導・助言を行うことは、当然、可能である。

中小企業信用保険法等の特例の要件であり、中小企業への経営等の指導を行う県が認定することが適当とされているが、特例を活用するためのみで認定申請する案件がほとんど考えられず、助成金支給の審査結果を特例適用に活用すること等により、改善計画の認定を廃止したとしても事実上の影響はないと考える。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	961	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省、経済産業省				

求める措置の具体的内容

中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていることによるもの。
当該計画の認定が助成金申請要件となっている場合の手順は次のとおりで煩雑。
①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。
②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。
③都道府県は、国が定める認定審査基準等に照らして認定するか否かを判断する(場合によっては、あらかじめ国に協議し同意を得る必要がある)。
④都道府県から認定通知を受領した後、企業等は、国の定める日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。
改善計画に係る都道府県の認定事務を廃止し、改善計画の項目のうち必要なものを助成金受給資格認定申請書に追加することで、企業は、上記の②の手続が不要となり、企業等の負担が軽減され、助成金を活用して雇用環境の改善を図る企業等が増加する可能性がある。
②、③がなくなることで、事務の簡素化が図られるとともに、企業等は、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールをたてやすくなる。
現在、中小企業等に対する従業員の処遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている助成金は、事業主団体を対象としたもの1件しかなく、従業員の処遇改善等に関する国の政策において、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。
改善計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本県に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。

根拠法令等

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項

ご指摘の助成金である中小企業労働環境向上助成金は、労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図ることを目的としたものであるが、このうち、個々の企業が申請主体となる「個別中小企業助成コース」については、中小企業労働力確保法に基づく改善計画について都道府県知事の認定を受けることを既にその支給要件から外しており、助成金の申請手続きにかかる中小企業事業主の負担軽減を図っているところである。

他方、「団体助成コース」については、①申請の主体が事業協同組合等の団体であり、個々の中小企業事業主ではないこと、②改善事業の実施については、同業種ぐるみ、同地域ぐるみでの取組みが有効であるところ、限られた財源をより効果的に活用するためには、目標を達成するために適切なものかどうかといった観点から、極力有効かつ効果的な改善計画について事前に認定を行い、助成措置を講じる必要があること、③改善計画の認定は、中小企業等協同組合法において、事業協同組合等団体の設立の認可等を行う主たる所管行政庁とされている都道府県において行うことが望ましいこと、④人材不足分野における雇用管理改善の推進が重要な政策課題となっており、中小労確法第15条により、国及び都道府県が認定組合等に対して、認定計画に係る改善事業の的確な実施のため行うとされている必要な指導及び助言をより効率的なものとする必要があることから、引き続き「団体助成コース」に係る改善計画について都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とし、改善計画の認定事務について各都道府県にご協力をいただきたい。

なお、改善計画については、上記助成金のほか、中小企業信用保険法等の特例の要件にもなっているところであり、中小企業向け金融政策の観点からも、従来から中小企業に対する経営等に関する指導・施策を行っている都道府県においてその認定を行うこととしているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案の主旨は、労働局への申請までの時間短縮を図り、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくすることにある。

財源の有効活用、認定計画に係る改善事業の的確な実施のための指導・助言の必要性については、個々の事業者と何ら変わらないことから、個々の事業者同様、都道府県認可の団体も労働力確保という目標に向けた計画を立案する点は同じであり、団体のみに負担を課すことはバランス上不均衡である。

事業協同組合等についても、中小企業事業主と同様に、都道府県知事の認定を支給要件から外し、負担軽減すべき。

また、中小企業信用保険法等の特例についても、同様に、事業主等の負担軽減を図ることを検討すべき。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	163	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止				
提案団体	鳥取県、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていたためであるが、現在、当法律に基づく支援策のうち当該認定を条件としているものはなく、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。

当該計画の認定を条件とする国の助成金がなくなったことに伴い、本県への当該改善計画の認定申請は、平成23年度以降実績がない(全国的にも同様と推測)。

【効果】

当該認定を条件とした支援策が新たに創設された場合においても、助成金の受給資格認定申請を行う前に、下記②及び③の手続が必要となることから、既存の助成制度と同様、当該改善計画の認定を条件としないことが、企業等にとって負担軽減になる。

- ①企業等は、改善計画が助成金の対象となるか、労働局に確認
- ②企業等は、都道府県に対して、改善計画の認定申請を行う
- ③都道府県は、申請内容を確認し、認定手続等を行う。
- ④企業等は、定められた期日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。

根拠法令等

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項

現在、認定を受けた改善措置に対する国の助成援助措置は設けていないが、介護労働者の雇用管理改善の推進が重要な政策課題であり、個々の事業主が行う改善措置の実施を促進するため、事業主が改善計画を策定した場合にこれを認定する仕組みは必要である。

なお、認定については、直接人の生命・身体を扱うという介護業務の性質上、介護分野の雇用管理の改善措置の内容の判断に福祉行政上の知識が必要となる場合があること、介護業務は福祉行政の一環として都道府県が中心となって行っていることから、個々の介護事業主が行う改善措置に対する指導助言における都道府県の役割、社会福祉行政との連携を勘案すると、都道府県知事が行うことが適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

介護労働者の雇用管理改善が重要な政策課題であることは当然であり、国による助成制度の活用が積極的に進めるべきである。現在、国による助成制度はないが、仮に制度が創設された場合には、事務負担の最大限の軽減が必要であり、労働局への申請までの時間短縮を図り、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくすべきである。

一方で、本県においては、近年当該改善計画に対する申請実績がないこと、介護労働者の雇用管理改善について、当法律に基づく改善計画の認定を受けることを要件としない国の施策もあること(例:介護報酬で介護職員処遇改善加算を受ける場合、事前に介護職員処遇改善計画書を県に提出することとなっている等)を踏まえ、このような諸施策を整理した上で、当法律に基づく認定制度の存続について再検討すべき。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止するべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	242	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が雇用管理を改善するために策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

介護労働者の雇用管理の改善を促進するために設けられた助成金制度が平成22年度末に廃止されており、認定制度が形骸化している。(助成金制度廃止後に改善計画の認定申請が行われた例はない。)
助成金制度廃止前は、法における支援措置(助成金)を国(労働局・ハローワーク)へ申請する要件として、知事の改善計画の認定が義務付けられていたが、助成金受給の際には別途国へ申請が必要であり、二重に手続きすることとなり、申請者に大きな負担となっていた。当該認定を要件とした支援策が新たに創設された場合においても、都道府県が計画認定を行い国(各地方労働局)が助成金等窓口になるのは企業の負担となるため、避けるべきである。

根拠法令等

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項

現在、認定を受けた改善措置に対する国の助成援助措置は設けていないが、介護労働者の雇用管理改善の推進が重要な政策課題であり、個々の事業主が行う改善措置の実施を促進するため、事業主が改善計画を策定した場合にこれを認定する仕組みは必要である。

なお、認定については、直接人の生命・身体を扱うという介護業務の性質上、介護分野の雇用管理の改善措置の内容の判断に福祉行政上の知識が必要となる場合があること、介護業務は福祉行政の一環として都道府県が中心となって行っていることから、個々の介護事業主が行う改善措置に対する指導助言における都道府県の役割、社会福祉行政との連携を勘案すると、都道府県知事が行うことが適当である。163の回答を参照されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

改善計画認定が助成制度の支給要件でなくなってから認定申請が行われていない現状を踏まえれば、介護事業主が行う改善措置に対する指導助言の機会もなくなっており、社会福祉行政との連携を行う場面が乏しくなっている。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止するべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	960	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていたためであるが、現在、当法律に基づく支援策のうち当該認定を条件としているものはなく、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。

当該計画の認定を条件とする国の助成金がなくなったことに伴い、本県への当該改善計画の認定申請は、平成23年度以降実績がない(全国的にも同様と推測)。

当該認定を条件とした支援策が新たに創設された場合においても、助成金の受給資格認定申請を行う前に、下記②及び③の手続が必要となることから、既存の助成制度と同様、当該改善計画の認定を条件としないことが、企業等にとって負担軽減になる。

- ①企業等は、改善計画が助成金の対象となるか、労働局に確認
- ②企業等は、都道府県に対して、改善計画の認定申請を行う
- ③都道府県は、申請内容を確認し、認定手続等を行う。
- ④企業等は、定められた期日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。

根拠法令等

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項

現在、認定を受けた改善措置に対する国の助成援助措置は設けていないが、介護労働者の雇用管理改善の推進が重要な政策課題であり、個々の事業主が行う改善措置の実施を促進するため、事業主が改善計画を策定した場合にこれを認定する仕組みは必要である。

なお、認定については、直接人の生命・身体を扱うという介護業務の性質上、介護分野の雇用管理の改善措置の内容の判断に福祉行政上の知識が必要となる場合があること、介護業務は福祉行政の一環として都道府県が中心となって行っていることから、個々の介護事業主が行う改善措置に対する指導助言における都道府県の役割、社会福祉行政との連携を勘案すると、都道府県知事が行うことが適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

介護労働者の雇用管理改善が重要な政策課題であることは当然であり、国による助成制度の活用が積極的に進めるべきである。現在、国による助成制度はないが、仮に制度が創設された場合には、事務負担の最大限の軽減が必要であり、労働局への申請までの時間短縮を図り、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくすべきである。

一方で、本県においては、近年当該改善計画に対する申請実績がないこと、介護労働者の雇用管理改善について、当法律に基づく改善計画の認定を受けることを要件としない国の施策もあること(例:介護報酬で介護職員処遇改善加算を受ける場合、事前に介護職員処遇改善計画書を県に提出することとなっている等)を踏まえ、このような諸施策を整理した上で、当法律に基づく認定制度の存続について再検討すべき。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止するべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	484	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	労働条件、労働者の保護などに関する監督等の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

労働条件、労働者の保護などに関する監督等の業務を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

一般的に労働基準行政は産業行政ときわめて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権限移譲を求める。

現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。

国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。

根拠法令等

労働基準法第99条、第101条、第102条
労働安全衛生法第90条、第91条、第92条

労働者の生命身体の安全の確保、賃金の支払いなど経済的基礎の確保は、法令・通達など基準の定立のみならず、基準の履行確保も国が行う必要があるため、主に以下の点により、都道府県への移譲は不可能である。

① 基準の履行確保のために、専門知識を有する職員による実施体制を確保する必要がある。

例えば、労働基準監督官は、労働基準法、労働安全衛生法等に基づく最低労働条件を確保するため、法違反に対する是正指導、使用停止等の行政処分、刑事訴訟法に基づく司法警察業務等の遂行を任務としている。また、労働基準監督官の採用試験は、他の公務員試験に比べて労働関係科目の割合が高く、採用後は、全国統一の定期的な研修を受講するとともに、全国異動しつつ労働基準関係業務に一貫して従事することにより、専門性の確保・向上が図られており、労働基準監督官のキャリア形成の全段階において他の公務員とは異なる状況に置かれている。

現在労働基準監督官がもつと同程度の専門性を、地方公務員に取得させるには、試験制度、採用後の人事制度、研修制度を再度整備する必要が生じる。

② 仮に、労働条件、労働者の保護などに関する監督等の業務を地方公共団体に移譲した場合には、迅速・機動的な監督指導及び法令違反の取締りが必要となき、全国一律・一斉の対応をすることができない。

例えば、全国に共通する労働衛生上の緊急事態への対処が求められる場合や、全国展開する企業の労務管理の全社的な是正が求められる場合などが挙げられる。

③ 企業活動の公正な競争を確保するためには、労働基準関係法令に基づく立入権限等の行政権限及び刑罰法規違反に関する司法警察権限の行使の全国統一の運用が必要であり、地域の実情に応じた施行は不相当である。

例えば、行政権限の発動や司法処分の取扱い等について、地域の実情に応じて地方公共団体の判断に委ねることとなれば、取扱いに緩厳の差が生じ、企業の公正な競争が確保されなくなる場合がある。

④ 労働基準行政に係る事務は、事務処理基準を事前に具体的かつ網羅的に定めれば処理できるという性質のものではなく、労働基準監督署に対し、国の通達等による定期・随時の指示と、その実施状況の統一的な監察による水準の調整が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

最低労働条件の履行の確保や労働者保護等は、関係法令により厳しく規定されるべきであり、法令を運用、実行する機関・公務員(例えば、労働基準監督署並びに労働基準監督官)の立場(国か地方か)に依存されるものではない。確かに専門的業務ではあるが、都道府県も専門的知識を持った職員を有しており、関係法令等に基づき、都道府県がその運用の全国斉一性や公正な競争の確保について、監督官庁としての役割を果たすことができれば、国でも地方でも問題はない上に、現行の地方自治体の行政体制からも、地方においても実現可能であると考えられる。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	485	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等の業務を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

一般的に労働基準行政は産業行政ときわめて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権限移譲を求める。

現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。権限を踏まえた司法警察官の業務自体は都道府県にはないが、他の労働基準行政と併せて当業務も国から都道府県に移譲されることにより、行政コストを削減することができる。

根拠法令等

労働基準法第99条、第101条、第102条
労働安全衛生法第90条、第91条、第92条

労働者の生命身体の安全の確保、賃金の支払いなど経済的基礎の確保は、法令・通達など基準の定立のみならず、基準の履行確保も国が行う必要があるため、主に以下の点により、都道府県への移譲は不可能である。

① 基準の履行確保のために、専門知識を有する職員による実施体制を確保する必要がある。

例えば、労働基準監督官は、労働基準法、労働安全衛生法等に基づく最低労働条件を確保するため、法違反に対する是正指導、使用停止等の行政処分、刑事訴訟法に基づく司法警察業務等の遂行を任務としている。また、労働基準監督官の採用試験は、他の公務員試験に比べて労働関係科目の割合が高く、採用後は、全国統一の定期的な研修を受講するとともに、全国異動しつつ労働基準関係業務に一貫して従事することにより、専門性の確保・向上が図られており、労働基準監督官のキャリア形成の全段階において他の公務員とは異なる状況に置かれている。

現在労働基準監督官がもつのと同程度の専門性を、地方公務員に取得させるには、試験制度、採用後の人事制度、研修制度を再度整備する必要がある。

② 仮に、労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等の業務を地方公共団体に移譲した場合には、迅速・機動的な監督指導及び法令違反の取締りが必要となし、全国一律・一斉の対応をすることができない。

例えば、全国に共通する労働衛生上の緊急事態への対処が求められる場合や、全国展開する企業の労務管理の全社的な是正が求められる場合などが挙げられる。

③ 企業活動の公正な競争を確保するためには、労働基準関係法令に基づく立入権限等の行政権限及び刑法罰法規違反に関する司法警察権限の行使の全国統一的運用が必要であり、地域の実情に応じた施行は不適當である。

例えば、行政権限の発動や司法処分の取扱い等について、地域の実情に応じて地方公共団体の判断に委ねることとなれば、取扱いに緩厳の差が生じ、企業の公正な競争が確保されなくなる場合がある。

④ 労働基準行政に係る事務は、事務処理基準を事前に具体的かつ網羅的に定めれば処理できるという性質のものではなく、労働基準監督署に対し、国の通達等による定期・随時の指示と、その実施状況の統一的な監察による水準の調整が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

最低労働条件の履行の確保や労働者保護等は、関係法令により厳しく規定されるべきであり、法令を運用、実行する機関・公務員（例えば、労働基準監督署並びに労働基準監督官）の立場（国か地方か）に依存されるものではない。確かに専門的業務ではあるが、都道府県も専門的知識を持った職員を有しており、関係法令等に基づき、都道府県がその運用の全国斉一性や公正な競争の確保について、監督官庁としての役割を果たすことができれば、国でも地方でも問題はない上に、現行の地方自治体の行政体制からも、地方においても実現可能であると考えられる。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	486	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	社会保険労務士に関する監督等の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

社会保険労務士に関する監督等の業務を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

社会保険労務士は、厚生労働省所管の国家資格であり、その目的を「企業の健全な発達とそこに働く労働者の福祉の向上」とし、労働者及び使用者の両者に対して、「労働条件」、「労働安全衛生」及び「労働保険・社会保険等の手続きに係る事務」を行い、さらに「人事労務管理のコンサルティング」や「年金相談」も行うなど、広く労働基準行政を補完する役割を担っている。

また、今後増加が想定される個別労働紛争等への対応で「裁判外紛争解決手続(ADR)」における「紛争解決手続代理業務」もより幅広く行うべく、現在法改正も検討されている。

これらを総合的に勘案し、労働基準行政全般の都道府県への権限移譲を求めることと併せて、社会保険労務士の監督権限も都道府県に権限移譲することを求める。

現状において、国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、社会保険労務士は労働相談をはじめとした事業面でも都道府県の労働センターや労政事務所等と連携があり、他の労働行政と併せて都道府県が担うことで、効果的な事業展開にもつながる。

根拠法令等

社会保険労務士法第30条

社会保険労務士及び社会保険労務士法人(以下、「社会保険労務士等」という。)は、社会保険労務士法の規定の範囲内で、労働条件、安全衛生、労働保険等に係る事務の代行等を行っている。これらの事務の適正な履行確保は国で実施すべきことから、社会保険労務士等の監督等に関する事務についても、全国統一的に国が行うべきである。

仮に、これらの事務を所管していない都道府県において社会保険労務士等の監督等に係る事務を行うこととした場合、労働社会保険諸法令の専門知識を有する職員による実施体制が確保できず、全国統一的な監督等が行えないことから、労働条件、安全衛生、労働保険等に係る事務の適正な履行が確保できなくなる。

このため、都道府県への移譲は不可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

社会保険労務士に関する事務は関係法令により、厳しく規程されるべきであり、法令を運用する、実行する機関・公務員(例えば、労働基準監督署並びに労働基準監督官)の立場(国か地方か)に依存されるものではない。

国及び都道府県が、関連法令によりそれぞれ監督官庁として位置付けを明確にすることにより、国による一元的な監督の必要はなく、事務の履行確保は可能であり地方への権限移譲に問題はないと考える。そのためには、法令の改正等の措置をとることが必要であり、国と地方公共団体、及び関係機関(協会)の役割等を明確に位置付けることが不可欠である。

むしろ、都道府県が実施した方が、国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっていることが解消される。また、社会保険労務士は労働相談をはじめとした事業面でも都道府県の労働センターや労政事務所等と連携があり、他の労働行政と併せて都道府県が担うことで、効果的な事業展開にもつながる。

なお、都道府県には、専門的知識を持った職員を有している。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	487	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等の業務を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

労災に係る事務権限は、労働基準監督署が担っていることから、労働基準監督署そのもの及びこれに対する指導監督権限の移管を求めることに併せて、事務権限移譲を求める。
現状において国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策や建設土木施策との連携により、労災保険の効果的な認定・給付が可能となる。

根拠法令等

労働者災害補償保険法第49条の5

労災保険制度は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任を担保する制度として、全国統一的に公平・公正かつ迅速に実施されるべきであり、また、適用、徴収、認定・給付の各段にわたり適正効率的な業務運営を行う必要があるため、他の保険制度と同様に、企画責任、運営責任、財政責任を一貫して同一主体が負うべきである。

保険者を国以外の主体に委ねることは制度の安定性を損ね、保険給付に支障が生じるおそれが高い。仮に、労災保険と監督・安全衛生行政を切り離した場合、適切な保険給付が困難になるとともに、労災保険の保険事故たる労働災害が増加する等のおそれが高い。

また、仮に保険者を国としたままで、労災保険の認定・給付に関する事務についてのみ、地方自治体に権限移譲した場合、濫給のおそれが高まり、制度の信用性を損ねるおそれがある。その上、知見の集積が十分でないこと等から認定基準を設定しきれない疾病も存在する。典型的な職業性疾病については、最新の医学的知見を踏まえた労災認定基準が定められているが、個別事例を基準に当てはめるプロセスには、高度な医学的判断も含まれ、必ずしも技術的に容易ではない。不支給処分に対する説明や行政争訟への対応は、すべて保険者が個別事案ごとにその責任を負うべきものであり、当該業務を保険者以外の主体に委ねることは適当ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

適正な法制度と全国統一基準を策定することで、保険者としての国と、業務運営を行う地方自治体の役割を明確化することができれば、制度の信用性を損ねる濫給等の懸念は解消され、国による一元的な実施の必要はなく、地方への権限移譲は可能であると考ええる。

なお、現状において国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策や建設土木施策との連携により、労災保険の効果的な認定・給付が可能となる。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	488	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	労働基準監督署の指揮監督の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

労働基準監督署の指揮監督権を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

労働基準監督署に対する指揮監督権限についても、一般的に労働基準行政は産業行政と極めて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権限移譲を求める。

現状において国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、労働基準行政の効果的な指揮監督が可能となる。

根拠法令等

労働基準法第99条
安全衛生法第90条

労働基準法等に基づく事務については、いずれも国で実施することが必要であり、ILO第81号条約においても、労働監督は国の監督及び管理の下に置くものとされており、労働基準監督署の指揮監督についても引き続き国が実施すべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

ILO条約における「国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関」は国の機関に限定されない。また、国が全国統一基準を設計し、法(地方自治法)に基づき地方に助言・勧告、是正指示をすれば条約の趣旨を満たすことは可能。

なお、現状において国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、労働基準行政の効果的な指揮監督が可能となる。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	489	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)の移譲 ・雇用対策法 ・高齢者雇用安定法 ・障害者雇用促進法 等				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

各種法令(雇用対策法、高齢者雇用安定法、障害者雇用促進法等)に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

各種法令に基づいた事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・命令・勧告)については、事業主への支援や広報啓発活動を補完する業務であり、地域の実情を熟知した地方自治体が取り組むべきである。現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。そこで、都道府県で業務を担うことで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、事業主への効果的な指導が可能となる。

根拠法令等

雇用対策法第7条、第9条、第10条
高齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条、第10条
障害者の雇用の促進等に関する法律第38条、第43条

職業安定行政に関する各種法令に基づく事業主への指導に係る業務は、引き続き国が実施する。理由は①及び②のとおり。

①ある企業において、これらの法的義務を達成するためには、人事機能を持つ本社を指導するとともに、実際の就業場所となる支店等も指導し、企業全体での取組を進めさせる必要がある。

②御指摘の事業主への指導は、実際に雇用を進めることが目的であるため、単に指導するだけでなく、広範囲に活動する企業の実態に合わせ全国ネットワークによる職業紹介や各種助成金の支給等の対策と一体的に実施することで効果的なものとなる。(現実に、ハローワークの全国ネットワークを活かした指導、職業紹介及び助成金の支給等の対策を一体的に実施することで成果が出ている。)

各種法令の目的を達成するためには、多様な取組が必要であり、国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し一体となって対策を進めることが重要であるため、広報啓発や事業主支援など県の施策をさらに充実させつつ労働局と連携を一層深めていただきたい。また、雇用対策協定は平成26年7月末現在13自治体(6道府県)と締結されているが、このような協定の締結により、労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向が反映され、これまで以上に連携した取組が行われているので、参考にしていただきたい。

なお、ハローワークは全国に544カ所あり(さらに、一体的実施施設を206カ所設置するなど地域に密着して業務を実施)、年間のべ600万～700万人の新規求職登録、1日約17万人の利用者がある最も住民に身近な行政機関の一つである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

事業主への指導権限については、本社の所在する都道府県が担い、企業全体での取組を推進するために、必要に応じて、支店等の所在する都道府県と連絡調整することで、権限移譲しても支障はない。

利用者である事業主にとっての身近さからすると、ハローワークに訪れる者と比べて都道府県など地方公共団体の窓口を訪れる者の方が、労働者・使用者等によらず多種多様であり、各種法令等の広報・啓発効果が高く見込める。

地域の実情を熟知した都道府県が主体となって、住民福祉、産業振興、就労支援、教育施策等とあいまって総合的な行政サービスの一環として実施するほうが、利用者にとってのメリットも多大である。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	491	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)の移譲 ・男女雇用機会均等法 ・育児・介護休業法 ・次世代育成支援対策推進法 ・パートタイム労働法				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

各種法令(雇用対策法、高齢者雇用安定法、障害者雇用促進法等)に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都道府県では労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。各種法令に基づいた事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・命令・勧告)については、事業主への支援や広報啓発活動を補完する業務であり、地域の実情を熟知した地方自治体が取り組むべきである。

根拠法令等

男女雇用機会均等法第29条第2項
育児・介護休業法第56条
次世代育成支援対策推進法第12条第6項
パートタイム労働法第16条第2項

男女雇用機会均等法等については、①憲法の定める「法の下での平等」から導き出される性別による差別の禁止や②育児休業等子を安心して産み育てながら働くことのできる環境整備等に関する労働者の基本的な権利を定めるものである。

労働者の基本的な権利が保障される程度は、公平性の観点から、地域ごとに異なってよい性格のものではなく、ナショナル・ミニマムとして維持・達成していく必要がある。このため、男女雇用機会均等法等の履行確保を求めるための事業主への指導においては、地域の状況等によらず、全国統一に行われる必要があること、公正競争の確保の観点からも厳密な全国統一性が求められること、全国的な問題事案に一律・一斉に対応する必要があることなどから、統一的な基準の策定のみならず、基準の履行確保についても国が責任を持って実施する必要がある。

特に女性労働者数やパートタイム労働者数が増加し、雇用管理の実態の多様化・複雑化が進む中、必要な施策の企画立案を機動的に行うに当たっては、第一線機関における行政指導等により得られる情報・国民のニーズを的確に把握し、これを迅速に施策に反映させることが必要であり、本省と出先機関の一体的行政運営をもって初めて実効性及び効率性が確保されるものである。

また、男女雇用機会均等法等の履行確保の事務は、事務処理基準を事前に具体的かつ網羅的に定めて処理できる性質のものではないことから、仮に、地方自治体に事務を移管することで、通達等による定期・随時の報告聴取や指示、全国規模の異動や統一的な研修の実施等による職員の質の維持・向上、さらに統一的な基準の履行確保のための業務監察ができないこととなれば、各地方自治体の対応の相違等により労働者の基本的権利及び公正な競争について、侵害・制約のおそれがある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

生活保護、義務教育や消防など具体的な事務の執行についてナショナル・ミニマムであるにもかかわらず、地方が担っている政策は多々あるため、労働分野のみ例外扱いする理由はない。統一的な基準による履行については、都道府県間及び国との連絡調整を行えば、十分確保できる。職員の質に関する懸念については、すでに都道府県は同様の事務を行うことで専門知識を有しており、加えて、必要に応じた複数都道府県で共同研修・研究を実施することで人材育成や都道府県をまたがるノウハウを共有化し、一定程度の研修と経験があれば即戦力として実績をあげることも可能。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	492	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	紛争の解決に関すること(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務)の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

紛争の解決に関すること(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務)を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現状において、都道府県では労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。

現行の都道府県の事務(労働相談、雇用平等・仕事と家庭の両立、若者、高齢者、障害者等の就業支援、労働委員会における紛争処理等)と関連して考えることが可能であるため、さまざまな観点から紛争解決に向けて動くことが可能であるとともに、地域の実情や特性を踏まえた総合的で柔軟な対応が可能である。

さらに、県行政の課題として取り上げることで、各種施策に生かすことも可能であることから、都道府県に権限を移譲するべきである。

根拠法令等

男女雇用機会均等法第17条、第18条
育児・介護休業法第52条の4、第52条の5
パートタイム労働法第21条、第22条

紛争解決援助制度は、男女雇用機会均等法等で定められている事業主が講ずべき措置に関する労働者と事業主との紛争の早期解決のために設けられた制度である。

当該業務は関係法の施行業務を担う機関において実施することにより、単に紛争の解決策を示すにとどまらず、紛争の原因となっている雇用管理制度や慣行等について検証し、法の趣旨を踏まえた解決案を提示することができるため、利用者に対して、質の高いサービスを迅速かつ円滑に提供できる。

また、法を施行する機関において実施されることで、法制度に熟知し専門性を有する職員等が業務に当たることとなるため、利用者への質の高いサービスの効果的・効率的な提供が可能となっている。

さらに、紛争解決業務を行う過程で法違反が確認された場合、法の履行確保の観点からは行政指導を迅速に行う必要があるが、紛争解決業務と行政指導を一体的に実施することで業務の効果的・効率的運営が可能となっている。

仮に紛争解決援助制度のみを都道府県に移管した場合、違法状態を是正するための行政指導等を求める利用者は、法施行機関に別途出向くこととなるため、利用者に不便をかけることとなる上、行政指導による迅速な違法状態の是正等の措置が取り難いこととなる。このため、ワンストップのサービスを提供するという利用者の利便性及び法の効果的・効率的な履行確保の観点からも一体的に業務を実施することが必要である。

上記のとおり、行政指導業務は、引き続き出先機関の事務・権限とすべきものであるが、本業務は行政指導と一体的に実施することが必要であるため、引き続き出先機関の事務・権限とすべき業務である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県でも同様の業務を行っており、「法制度を熟知し専門性を有する職員」を有している。

むしろ、労働問題に係る紛争援助制度については、都道府県による総合的な行政サービスとして運用することで、二重行政を解消できる。また、都道府県の一体的な業務とすることで、現行の都道府県の事務(労働相談、雇用平等・仕事と家庭の両立、若者、高齢者、障害者等の就業支援、労働委員会における紛争処理等)と関連して考えることが可能であるため、さまざまな観点から紛争解決に向けて動くことが可能となる。さらに、県行政の課題として取り上げることで、各種施策に生かすことも可能であることから、都道府県に権限を移譲するべきである。

また、将来的には、都道府県労働局の全ての業務を都道府県に移管することを求めており、これは国の行政改革に大きく資すると考える。

全国知事会からの意見

・国と都道府県がそれぞれ労働相談や紛争解決を行う二重行政が生じていることから、地域の実情やニーズに応じて一元的、総合的な対応が可能な地方に移譲すべき。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	563	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	地方に条例委任されている「普通職業訓練における職業訓練指導員の資格」が従うべき基準とされていることに対する規制緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

職業能力開発促進法第28条第1項により都道府県又は市町村の条例に委任された「普通職業訓練における職業訓練指導員の資格」に関する基準は、法と異なる内容を条例で定めることができない「従うべき基準」とされているが、地域の事情に応じて異なる内容を定めることができる「参酌基準」に緩和することを求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

普通職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準については、職業能力開発促進法施行規則（以下、「省令」という。）第36条の15及び省令第48条の3と省令46条により、一定の幅広い人材が普通職業訓練に関わることが可能となっているが、職業訓練指導員免許持たない高卒や中卒の実務経験者は、たとえ優れた実績を残していたとしても、普通職業訓練を担当することはできず、また、職業訓練指導員免許以外の公的資格所有者等が普通職業訓練を担当することができるものの、その範囲は限定的となっている。

こうした法の定めについては、職業訓練の質を保つうえでの必要性は認められるものの、技術革新の進展速度が加速していることや、それに伴い新たな技術的資格等が生まれる可能性もあり、今後は法の基準を参酌基準とし、都道府県や市町村が自ら職業訓練指導員免許資格所有者と同等な者を定めていく余地を設けることで、都道府県や市町村が主体的に、地域の事情を踏まえた効果的な訓練を、幅広い人材を登用しながら速やかに実施していくことが可能となる。

根拠法令等

職業能力開発促進法第28条第1項
職業能力開発促進法施行規則第36条の15、第46条、第48条の3

指導員免許は訓練の質を担保するものである。

優秀な人材を幅広く活用する観点から、一定要件を満たした能力保有者については、指導員と認める特例規程を定めているが、あくまで限定的なものであり、これを参酌基準とすることは、指導員免許を形骸化させ、訓練の質が保たれなくなる恐れがあるため、困難である。

なお、例示の高卒者、中卒者については、既に一定の実務経験を経た後、職業訓練指導員試験受験が可能になっていることから、改めて職業訓練指導員免許資格所有者と同等な者を都道府県や市区町村が定められるように緩和する必要はないと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

提案においても記載したように、技術革新の進展速度が加速している。

職業能力開発促進法第30条の2における職業訓練指導員資格の特例では、高度職業訓練について指導員免許を所有していない者でも訓練を行うことができることに加え参酌基準とされている。

高度職業訓練のみならず、普通職業訓練についても指導員免許の有無を基準とした現行の要件を緩和することで、今後の技術の変化に速やかに対応した訓練の推進につなげることができると思う。

全国知事会からの意見

・公共職業能力開発施設の職業訓練指導員の資格に関する「従うべき」基準については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ参酌すべき基準に移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への規制緩和は慎重に考えるべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	578	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	認定職業訓練助成事業費(運営費)における補助対象経費の算定基準の緩和				
提案団体	長野県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

算定基準第2の2で規定されている、補助金の交付対象となる訓練生の人数要件(5人)を撤廃し、1人でも訓練生がいれば、補助対象とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行制度】

職業能力開発校設備整備費等補助金は、事業主等が行う労働者の能力開発のうち省令で定める基準に適合する職業訓練を県が認定し、運営費等を補助することにより民間における職業訓練を振興するものであり、地域の企業が求める人材の育成にとって重要。この補助要件として、1訓練科当たりの訓練生が5人以上であることが必要であるが、普通課程では、これを満たさない場合でも概ね3年(特に必要な場合は5年)を目途に訓練生を確保できる見込があれば、この期間は補助対象とすることができる。また、訓練開始時に35歳未満の訓練生が3人以上いる場合も補助対象とすることができる。

【制度改正の必要性】

中小企業の新規雇用の抑制等により訓練生の確保は年々困難になってきており、本県では平成26年度に1訓練科が補助対象から外れることとなった。今後同様に多くの訓練科が補助対象外となる可能性があるが、訓練生が少ない訓練科では会費等の収入による運営は困難であり、補助対象外とされた場合、訓練科が休止又は廃止されるケースが懸念される。当該訓練は職場のOJTと組み合わせて実施されることから訓練科が休廃止されると訓練生が職場から通うことができなくなり、地域での職業訓練の実施は困難となる。

しかし、こうした訓練によりモノづくりの担い手を育成することは、地域における産業人材の育成ひいては地域産業の発展にとって必要不可欠であり、現在の訓練科を継続させていくことが訓練生本人及び地域にとって望ましいと考えられる。

よって、訓練生が5人に満たない場合であっても訓練科を安定して運営できるよう、訓練生5人以上という補助要件の撤廃が必要である。

根拠法令等

雇用保険法第63条、雇用保険法施行規則第121条及び第123条、職業能力開発校設備整備費等補助金交付要綱

当該補助金については、訓練生の確保が困難となっている現状を踏まえ、若年労働者の人材育成を強化するため、今年度から、1訓練科において訓練開始時に補助対象訓練生のうち35歳未満の若年労働者が3人以上いる場合は補助対象とする要件緩和を行ったところ。

さらなる要件緩和については、この制度改革の施行状況等を踏まえながら検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

当県では、来年度以降も、建設分野の訓練科を始め、訓練生の減少により補助対象外となり、訓練を休廃止をする団体が増えてくることが予想される。

認定職業訓練は、長年、地域に必要な産業人材の育成を担ってきており、将来にわたって確実に地域に残していかななくてはならないものである。

若年労働者の人材育成の強化のための要件緩和がなされたところであるが、訓練生が一人でも補助対象の訓練科とするよう、さらなる要件緩和について、速やかに実施していただきたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	686	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	国が都道府県に設置する緊急雇用創出事業臨時特例基金の指定都市への設置				
提案団体	横浜市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

緊急雇用創出事業臨時特例交付金の基金事業の実施主体に指定都市を追加

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

緊急雇用創出事業臨時特例基金(厚生労働省所管)を財源としている事業は、基金の造成主体は県となっている。県に基金があることで、国との調整等は県がとりまとめて行うものの、県に設置された基金のうち、どの程度本市が活用できるかが、国から県に交付された時点ではわからず、事業の確実性が担保されないため、地域の実情に応じた効果的な施策展開を迅速かつ計画的に行うことができない。また基金の積み増し等が行われた場合、各市町村ごとの活用額がすぐには判明しないため、結果として市町村の予算計上のタイミングを逸することになり、対応が遅れる場合がある(市では25年度は5月補正、9月補正、26年度は5月補正を行っている)。

【効果】

基金の造成を指定都市にも認めることで、基金事業に関する指定都市の裁量による主体的かつ弾力的な取組を計画的かつ迅速に行うことが可能となる。

根拠法令等

緊急雇用創出事業等実施要領

緊急雇用創出事業臨時特例基金については、平成25年度補正予算で都道府県に造成している基金を積み増して「地域人づくり事業」を創設し、当年度中に事業を開始すれば平成27年度末までの事業実施を可能としている。

ご提案の点については、すでに全額、都道府県に交付しており、また、当該基金の平成27年度以降の新規事業開始の取扱いが決まっていないため、現時点で対応することはできない状況。

なお、当該基金については、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、基金の配分を都道府県毎の雇用失業情勢を基準に決定するとともに、各都道府県に交付した基金は、市町村に補助できる仕組みとしているところであるが、ご要望の点は、平成27年度以降の基金の扱いとあわせて検討してまいりたい。

また、市町村レベルでの雇用情勢が厳しい地域については、地域の関係者の創意工夫による産業振興施策とあいまった人材育成や雇用創出の取組を支援する「実践型地域雇用創造事業」を実施しており、こうした事業も活用することにより、地域の雇用機会の創出を図っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

政令市に基金の造成を認めることにより、より主体的かつ弾力的な取組を計画的に行うことが可能となると考えているため、27年度以降の基金の扱いと併せて、ぜひご検討いただきたい。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する雇用創出事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、引き続き都道府県の事務・権限とするべき。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	205	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	中山間地域における旅館業法の客室延床面積要件の緩和				
提案団体	安芸高田市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

農林漁業者が営む民宿については、旅館業法施行令に規定する客室延床面積要件が緩和されているところであるが、これを中山間地域に存在する非農林漁家にも拡大すること。
適用対象としては、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域を想定している。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【改正の必要性】

少子高齢化に伴う急速な人口減少は、大きな問題であり、少子化対策と合わせて、他の地域からの移住促進を図ることも合わせて取り組む必要がある。移住に際しては、気候、風土、その土地に住む人の気質等を知るとともに、地域に溶けこむ必要がある。

移住への段階の一つとして、中山間地域に存する民家等に滞在して生活体験を行うことが考えられるが、現行法規制では、農林漁業者が体験を提供する民宿を営む場合においてのみ規制緩和されており、非農林漁家については規制緩和の対象となっていない。

農林漁業体験でなくとも、中山間地域に存する民家等に滞在して行う生活体験自体に価値があると考えため、非農林漁家が生活体験を提供する民宿を営もうとする場合にあっては、農林漁家の場合と同様の規制緩和を提案する。

【具体的な支障事例】

非農林漁業者が生活体験を提供する民宿を開業しようとする際、客室延床面積が33㎡以上なければ開業できず、内容的にも大幅な施設改修を伴うことが予想される等、非常に難易度の高いものである。

農林漁業体験のみが農山漁村体験ではなく、農地等を持たずとも、地域の伝統、文化、生活等を伝える体験を提供することは可能である。

【改正による効果】

都市と中山間地域の交流が促進され、移住者確保の一翼を担うと考えられる。また、その交流を通して、中山間地域の文化が見直されることで、地域住民の誇りとなり、人口流出防止にもつながることを想定している。

【想定される課題】

市内に存する旅館業者との競合が懸念材料となるが、今回提案する内容は、人と人との交流を促進するためのものであり、目的が異なるため、競合はないと考える。

根拠法令等

旅館業法第3条
旅館業法施行令第1条、第2条
旅館業法施行規則第5条

旅館業法施行令第1条第3項第1号の客室の延床面積の基準は、宿泊する場所を多人数で共用する施設の適正な運営を確保するため、簡易宿所営業の施設に最低基準として求めているものである。

御提案の、中山間地域に存在する非農林漁家の場合については、他の施設と営業形態においても衛生の確保の面でも異なるものではないので、簡易宿所営業に適用される客室の延床面積の基準を遵守して営業していただきたい。

なお、事前に提案内容を照会したところ、「農林漁業体験でなくとも、民宿業を営む者と、食事を共にし、地域の話聞くことが、貴重な体験になると考える。つまり、中山間地域の人と触れることが、いわば「農村体験」であると考え。」「よって、非農林漁家がこのような農村体験を提供する場合においても、農林漁家が農林漁業体験民宿を営む場合と同様の規制緩和を提案するもの」とのことであったが、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項において、農林漁業体験民宿業とは、「施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業」とされていることから、「民宿業」を営む者と、食事を共にし、地域の話聞くことをもって、農林漁業体験民宿業の対象とすることはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿には当たらないということは理解する。

しかしながら、本市のような過疎地域の自治体においては、この土地に暮らす人の家に宿泊し、食事を共にし、この土地の話聞くという「農村体験」は、農林漁業体験に匹敵するものであると考える。また、都市と農村との交流、地域の活性化という観点からも非常に有益であると考え。

よって、農林漁業体験民宿ではなく、過疎地域において、非農林漁家が営む「農村体験」民宿というものを新たに盛り込み、農林漁家が農林漁業体験を営む場合と同等の規制緩和措置をお願いしたい。

全国知事会からの意見

施設の構造設備の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重されたい。

なお、適用対象となる地域における伝統・文化・生活等の範囲の絞り込みや選定などについて熟慮は必要。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

根拠法令等

御提案は、国家戦略特別区域法第13条が規定する旅館業法の特例を同法の国家戦略特別区域以外の区域にも適用することを求めるものと思われるが、同法は、本年4月に施行され、今後、同法の区域計画において、特定事業として国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業が定められ、当該区域計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合に、同条の特例が適用されることになるものである。

この特例措置については、今後、国家戦略特別区域において、その効果・弊害を含め、施行状況を評価することとされているものであり、現時点で、同条の特例を同法の国家戦略特別区域以外の区域にも拡大することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京五輪オリンピック・パラリンピックに続き、2021年にはワールドマスターズゲームズ(生涯スポーツの国際大会)が関西一円で開催されることが決定しており、政府も外国人観光客倍増を打ち出していることから、今後、増加が見込まれる(また、それに向けた各種施策展開が図られる)外国人誘客に対して、国内における円滑な役務提供のためには、旅館業法の規制緩和が必要である。

全国知事会からの意見

施設の構造設備の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。
それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	328	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	毒物劇物取扱責任者の資格要件に係る規制緩和				
提案団体	大分県、福岡県、長崎県、沖縄県、山口県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

毒物劇物取扱責任者の資格要件の認定基準の一つである「高等学校において30単位以上の化学に関する科目を修得していること」について、指導要録の保存年限(20年)を経過した場合は証明できないため、単位取得数までの確認を求めず、「応用化学に関する学科を修了したこと」の確認で認定するようにすることを求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】毒物劇物取扱責任者の資格については、毒物及び劇物取締法第8条第1項第2号において、「厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者」が資格要件の1つとなっている。資格の確認方法については、平成13年2月7日医薬化発第5号厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長通知「毒物及び劇物取締法に係る法定受託事務の実施について」の第1の4及び平成14年1月11日医薬化発第0111001号厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長通知「毒物劇物取扱責任者の資格の確認について」において、「高等学校において応用化学に関する学科を修了した者については、30単位以上の化学に関する科目を修得していることを確認すること」となっており、現行は成績証明書等で確認している。

しかし、学校教育法施行規則第28条第2項の規定により指導要録等の保管期間20年を経過している場合は、成績証明書等の発行が受けられず資格要件を満たしているか確認できない。また、成績証明書等の発行が受けられない場合の取扱いについては、厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室から「当時の教育課程が明記された書類と卒業証書の両方が必須となる。高等学校等に確認のうえ、確実に修得した科目のみをカウントしてもらいたい。」との回答があり、当時の教育課程が明記された書類としては、「学校要覧」等が該当するが、これについては永年保存との規定がないため、卒業後20年以上経過していた場合、当該高等学校に保存されていない可能性がある。

以上のことから、資格要件を満たしているにもかかわらず個人の責によらず毒物劇物取扱責任者になれない事例が発生している。

根拠法令等

毒物及び劇物取締法第8条第1項第2号

毒物劇物取扱責任者は、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせるため、毒物劇物営業者の店舗等ごとに専任で置くことが義務付けられているものであり、その職務を果たす上で、十分な知識等を有している必要がある。このため、毒物劇物取扱責任者の資格の確認については、的確に行われる必要があるものである。

また、今回の検討要請に係る資格の「(高等学校等で)応用化学に関する学課を修了した者」であることを確認するためには、30単位以上の化学に関する科目を修得していることの確認が必要であり、その確認のためには成績証明書等が必要となる。

以上のようなことから、成績証明書等の発行が受けられない等の理由により、毒物劇物取扱責任者の資格の確認手続を省略等することは認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

回答では、貴省の通知が前提となっているが、当該通知に基づいた運用で、現実には資格要件を満たしているにもかかわらず、学校側の保存年限経過により、必須科目以外の確認ができない等により、成績証明書等の発行が受けられず、毒物劇物取扱責任者になれない事例が発生しているものである。ついては当該通知において、大学等や高等専門学校では求めている30単位以上の修得を専門学校及び高等学校に求めていること及び単位数を30単位以上としていることについて、その理由をお示しいただきたい。

また、『「(高等学校等で)応用化学に関する学課を修了した者」であることを確認するためには、30単位以上の化学に関する科目を修得していることの確認が必要であり、その確認のためには成績証明書等が必要となる。』ということであれば、成績証明書等の発行が受けられないことにより当該問題が生じているため、関係府省(文部科学省)と協議し、問題の解消に向けた取り組みを行っていただきたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	342	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	管理栄養士免許の免許者を、厚生労働大臣から各都道府県知事とする。				
提案団体	香川県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える(栄養士法第2条第3項)が、都道府県知事が免許を与えることとする。
これに伴い、免許事項を登録する管理栄養士名簿についても、現在厚生労働省に備えている(同法第3条の2第2項)が、都道府県に備えることとするなど、栄養士免許と同様の規定とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

管理栄養士免許の免許者は厚生労働大臣であるが(栄養士法第2条第3項)、その名簿の登録、訂正、抹消に係る申請や免許証の交付は、都道府県知事を経由して行われる(同法施行令第1条第2項等)。
現在、県で当該免許に係る申請を受けた後、(申請書等を国に進達し、国から免許証の送付を受けて、)当該申請者に免許証を交付するまで、2～3箇月の期間を要している。
他方、同じく栄養士法に基づく免許である栄養士免許については、免許者が都道府県知事であり(栄養士法第2条第1項)、申請から交付まで、大半が1週間程度で完結している。
免許者を、厚生労働大臣から都道府県知事に変更することにより、申請から交付までの期間を短縮することが可能となり、住民サービスの向上を図ることができる。
都道府県で、管理栄養士免許に係る名簿の登録や免許証の交付に係る事務が増えることになるが、既に行っている栄養士免許のそれと共通する部分が多く、その実施は可能である。
また、管理栄養士国家試験に合格した者に対して都道府県知事が免許を与えるのであれば、地域によって免許取得の難易度が変わるといった弊害は起こらない。
(なお、栄養士免許は、厚生労働大臣の指定した養成施設において2年以上必要な知識及び技能を修得した者に対して交付する。(栄養士法第2条第1項))

根拠法令等

栄養士法第1条第2項、第2条第3項、第3条の2第2項、第4条第3項・第4項、第5条第2項・第4項

管理栄養士制度は、昭和37年に栄養士の資質向上措置として創設され、栄養士のうち複雑又は困難な栄養の指導に従事する適格性を有するものは、厚生大臣の登録を受けて管理栄養士となることができるとされた。

現在も、栄養士法第1条第2項において、管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のために必要な栄養の指導等を行うことを業とする者と定義されている。

このように高度の専門性を有する管理栄養士として必要な知識及び技能について、的確に評価するために、厚生労働大臣が管理栄養士国家試験を行っているところである。

このことから、管理栄養士国家試験に合格した者に対して与えることとしている管理栄養士免許について、免許者を厚生労働大臣から各都道府県知事とすることは困難である。また、名簿への登録日及び登録番号については、申請者の利便性の向上を目的として、申請者の希望に応じ、「登録済証明書」を発行しており、一定期間、免許証に代わる証明書として利用することを認める措置を講じている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	394	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道水源開発等施設整備費国庫補助金に係る平均単価要件の廃止				
提案団体	越谷・松伏水道企業団				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱の別表第1の採択基準の内の「給水人口5万人以上の水道事業者における平均料金」(平成26年度1,123円)よりも高い料金の事業者が補助対象となっている。「緊急時給水拠点確保等事業費」の「重要給水施設配水管」及び「水道管路耐震化等推進事業費」の「老朽管更新事業」の採択基準において、平均単価要件の撤廃を提案する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
水道事業者毎に異なる地域性及び経営状況を反映した水道料金によって算定される平均料金を補助金の採択基準とすることは、水道料金を低く抑える経営努力によって低廉な料金を維持している事業者が当該補助制度を活用できないこととなり、重要給水施設配水管及び老朽管更新事業等の財源を確保する一つの術が断たれることとなっている。
なお、当企業団の当該採択基準における料金は997円であり、採択基準を満たしていない。

【制度改正の必要性】
平均料金を採択基準とする現要綱では、収益的収入と支出のバランスが考慮されておらず、水道料金が平均料金を上回りさえすれば、給水に係る費用が賄えているか否かは関係なく、補助金の交付対象となっている。
また、過去の建設改良事業実施に伴う企業債残高が多額に上る事業者にあつては、その利息の支払いが未だ大きな負担となっており、給水に係る費用を押し上げている。
しかし、今後経年化を迎える水道施設の更新には膨大な費用を要するため、新たな企業債の発行は不可避となり、更なる利息負担が生じると見込まれる。それにより、安易に水道料金の値上げが行われては、水道利用者の生活に少なからず影響を及ぼすことから、水道料金の高騰を防ぐため当該補助採択基準の緩和が求められる。

【懸念の解消策】
料金回収率(算定式:供給単価/給水原価)及び企業債利息の負担割合を示す指標(算定式:費用構成比・支払利息=支払利息/収益的費用合計)を補助採択基準とし、これまでよりもさらに踏み込んだ基準を採用する。

根拠法令等

水道水源開発等施設整備費補助金国庫補助金交付要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

水道施設整備は水道料金による整備を基本とした上で、高料金化対策等のために補助を行っているため、平均料金以上の事業者を補助対象にするなど一定の採択要件を付しているところである。限られた財源を配分していく観点から、補助採択基準の緩和は難しい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	232	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	上水道の耐震化に対する国庫補助事業の採択基準の緩和				
提案団体	高知県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

南海トラフ地震防災対策推進地域においては、上水道の耐震化に対する国庫補助事業の採択基準の資本単価要件を撤廃すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

国土強靱化基本法が施行され、水道施設の耐震化は重要な課題として挙げられている。とりわけ、南海トラフ地震防災対策推進地域にある本県にとって、水道施設の耐震化は、喫緊に取り組むべき課題となっている。

【支障事例】

中央防災会議が発表した南海トラフ地震の被害想定では、高知県は被災直後の断水率が99%、被災1ヶ月後でも51%であり、被害が想定されている都道府県の中でも群を抜いた数値となっている(被害想定(40都道府県の断水率の平均):被災直後31%、被災1ヶ月4%)。

しかし、上水道施設の耐震化に係る国庫補助メニューの採択基準には、資本単価要件(90円/㎡以上)が課せられており、本県全ての上水道事業者は、基準をクリアできずに国庫補助を受けることができていない(県内上水道事業者16市町村の平均資本単価は55.1円/㎡)ため、上水道施設の耐震化が進んでいない。

【制度改正の必要性】

施設を新設する際に資本単価要件を課すことは理解できるが、耐震化をすることに資本単価要件を課すことが合理的でない。また、資本単価要件が90円/㎡であるが、その設定根拠が明確でない。

このことから、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域において、国土強靱化政策大綱による水道施設の耐震化を促進するには、上水道の耐震化事業に対して、資本単価要件を課さないことが必要である。

根拠法令等

水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱

水道施設整備は水道料金による整備を基本とした上で、高料金化対策等のために補助を行っているため、資本単価要件など一定の採択要件を付しているところである。限られた財源を配分していく観点から、補助採択基準の緩和は難しい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

一般的に、水道施設整備は水道料金による整備を基本とした上で、高料金化対策等のために補助を行うことについては理解できるが、当県のように南海トラフ巨大地震により甚大な被害が想定されている地域においては南海トラフ地震対策特別措置法及び国土強靱化基本法に基づく水道施設の耐震化事業のための補助が受けられるよう、資本単価要件を課さない補助制度が必要である。

高料金の理由としては、土地の取得経費や水質が悪いため浄化設備に高額な経費がかかること等が想定されるが、耐震化に係る経費(工事単価)は、どの事業者であっても大きな差異はないと考えられるため、高料金化対策等の理由で資本単価を耐震化事業の採択基準とすることは不合理と考える。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	285	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道水源開発等施設整備費国庫補助金の採択基準の緩和				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱に基づく「特定広域化施設整備費」の採択基準を緩和（「居住人口50万人以上」及び「給水量の増大」を削除）すること。
また、「水道広域化促進事業費」の採択基準を緩和（統合協定書における「3年以内」を延長）すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

水道事業は水需要低迷のため給水収益が減少するなどの厳しい財政状況の中で、老朽化した施設更新や耐震化のための費用増加、今後の職員の退職による技術力の低下等、様々な課題に直面している。水道の広域化は、スケールメリットによる効率化や更新を控えた施設の統廃合等に有効な手法である。本県では、平成23年3月「埼玉県水道整備基本構想」を改定し、埼玉県水道ビジョンと位置付け、将来（おおむね半世紀先）の「水源から蛇口までの一元化した県内水道一本化」を見据え、広域化を段階的に取り組みつつ、水道事業の運営基盤強化を推進し、県民に利用し続けていただく水道を目指すこととしている。

【制度改正の必要性等】

この広域化の推進に関して現行でも国庫補助があるものの、そのうち「特定広域化施設整備費」の対象には居住人口50万人以上や給水量増大に伴う新設・増設が、「水道広域化促進事業費」の対象には統合後の水道事業が認可を受けている又は統合予定日が3年以内の事業者間での協定書の締結等が条件とされている。

しかし、小規模な市町村の区域では人口や施設更新等に関する要件を満たすことが困難であり、採択要件を満たすことができない。

また、水道事業者間では方針、経営、施設整備状況に格差があり、事業統合を目指す段階的な広域化方策を実施するには3年間では短く、困難が予想される。

根拠法令等

厚生労働省発健0401第12号平成26年4月1日厚生労働事務次官「水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱」

水道施設整備は水道料金による整備を基本とした上で、高料金化対策や政策的に推進する必要があると認められる事業を対象に補助を行っているため、広域化の規模や事業統合など一定の採択要件を付しているところである。限られた財源を配分していく観点から、補助採択基準の緩和は難しい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

平成27年度予算概算要求において、現行の水道水源開発等施設整備費補助のうち、水道広域化施設整備費は廃止され、新たに水道事業広域化等推進費補助が創設される、とある。

今後、新たに整備される制度の補助金については、各水道事業者の現状を鑑み、施設整備が将来にわたり継続的かつ確実に進められるために、各水道事業者が柔軟に対応できるよう、本件提案を反映した交付要綱等を策定していただきたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	478	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	登録検査機関の登録等の移譲 ・食品衛生法の登録検査機関				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

- ①現在地方厚生局で実施している登録検査機関の登録等の事務の移譲を求める。
- ②現行の実施主体: 地方厚生局
移譲後の実施主体: 都道府県、保健所設置市及び特別区

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

従来から各都道府県が許認可及び監視指導している食品等事業者と併せ、食品の検査機関の登録等についても、都道府県で一括して監督したほうが、食品衛生行政を効率的かつ効果的に遂行することができるため、移譲を求める。

ただし、登録検査機関に対する指導については、全国統一的な基準に基づき行う必要があることから、国が登録検査機関の指導に関するガイドライン等の技術的助言は不可欠である。また、検査機関に問題があった場合には、食品の輸出入に深刻な影響を与えることも想定されるため、国の権限を残すことも検討する必要がある。

根拠法令等

食品衛生法第33条～第47条

本提案は、「地域主権大綱(平成22年6月22日閣議決定)」において、本提案と同様の提案がなされており、その後の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。

登録検査機関は、食品の安全性を確保するために厚生労働大臣や都道府県知事等の委託を受け、食品衛生法上の各種検査を行う機関であり、厚生労働大臣等は、登録検査機関の検査結果を基に、輸入禁止や回収命令などの権限を行使することができる。

輸出・輸入食品については、その検査機関の精度管理について、諸外国においては国による監督等がなされており、我が国においても国の責任において監督することが求められている。輸入食品に違反があった場合、相手国政府からは検査精度の検証を求められ、国の責任において対応しているかどうかを確認される。検査機関に問題があった場合には、輸出の禁止・違反食品に係る改善要求の困難化等、円滑な輸出入に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、国として責任を問われることから、引き続き国の責任において実施することとなった。

また、当該事務を自治体に移管した場合、問題のある登録検査機関を直接是正する仕組みがなくなることから、事故発生時の迅速な検査に支障をきたすおそれがある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「地域主権大綱(平成22年6月22日閣議決定)」で結論が出ているとしているが、このことをもって、提案募集要項上では提案募集方式の対象外とはされておらず、新たに検討すべきである。

従来から各都道府県が許認可及び監視指導している食品等事業者と併せ、食品の検査機関の登録等についても、都道府県で一括して監督することにより、二重行政が解消されるとともに、より一体とした対応により、食品等の安全な提供に資すると考える。

なお、地方で監督等を実施する場合にも国の監督水準と同等の実施は可能であり、国と地方の役割を明確にすることにより、食品衛生行政をより効率的かつ効果的に遂行できることから、諸外国の理解は得られると思われる。現に、国も本省と地方厚生局で役割分担しているところである。

また、事故発生時の迅速な検査や是正に係る懸念については、国と地方で適切に情報共有することや、国が新たにガイドラインを示すなどして、対応可能と考える。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

登録検査機関に関しては輸入食品の検査問題等があるため、慎重に検討すること。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	633	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	規格基準が定められた添加物からの、粗製海水塩化マグネシウム(にがり)の除外				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

都道府県知事が許可する添加物製造業に関して、平成19年3月30日付け国の通知により規格基準が定められた、63の添加物から、粗製海水塩化マグネシウム(にがり)を除外すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】

粗製海水塩化マグネシウム(にがり)を含む63の添加物については、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」平成19年3月30日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知により、新たに規格基準(食品衛生法第11条第1項)が定められた。

これにより、粗製海水塩化マグネシウムの製造については、都道府県知事が行う添加物製造業の営業許可と食品衛生管理者の設置が義務付けされ、平成20年4月1日より施行されることとなったが、粗製海水塩化マグネシウムの営業許可等に係る経過措置期間が設けられており、現在も従前の例(営業許可及び専任の食品衛生管理者の設置が不要)によることができるとされている。

しかしながら、その経過期間が終了した場合、添加物製造業の営業許可と食品衛生管理者の設置義務が発生するが、「食品衛生管理者」は、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師の資格を有する者、畜産学、水産学、農芸化学の過程を修了したもの、食品衛生管理者養成施設で所定の過程を修了したもの、食品衛生管理者養成講習会の課程を修了したもの等の要件がある。

県内の粗製海水塩化マグネシウム製造業者は、経営者を含め従業員に要件を満たしているものは少なく、零細事業者が多数であり、要件を満たすためには、多額の費用と期間を要するため、廃業せざるを得ない事業者が多数生じることが予想される。

【参考】

粗製海水塩化マグネシウム(にがり)とは、海水から食塩を製造する際に副産物として発生するもので、事業者はこれまで豆腐凝固剤や調味料として販売し、広く利活用されている。

根拠法令等

食品衛生法第11条、第48条、第52条
食品衛生法施行令第13条、第35条第34号
平成19年3月30日食安発第0330001号「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」

食品衛生法第48条及び第52条の規定に基づき、同法第11条に基づき規格基準が定められた添加物については、添加物製造業の許可及び食品衛生管理者の設置が義務付けられている。

粗製海水塩化マグネシウム(にがり)については、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」(平成19年厚生労働省告示第73号)により、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)を改正し、新たに成分規格を設定し、平成20年3月31日までの経過措置期間を設けたところであるが、関係業界からの要望等を踏まえ、この経過措置期間を延長するとともに、にがりの成分規格の見直しを進めている。ただし、にがりの由来となる海水は、場所等にもよるが、海洋汚染による不純物の混入のおそれも指摘されているところであり、添加物の安全性を確保し、国民の健康の保護を図るため、にがりについて成分規格を設けないこととするのは困難であると考えている。

ご指摘の食品衛生管理者の設置義務に関しては、現在進めているにがりの成分規格の見直しと併せて、食品衛生管理者養成講習会の受講者の負担軽減について検討を進めているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

にがりは、塩を精製する際の副産物であるため、海域によっては海洋汚染による不純物の混入のおそれが危惧されるとあるが、塩の原料となる海水の採取海域を指定するなどにより対応できないか検討願いたい。

食品衛生管理者養成講習会の受講者の負担軽減については、現在30日程度の受講期間を、にがりの製造に限っては、数日間というような大幅な短縮を行い、受講者の負担軽減を図っていただきたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	183	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	消防・防災・安全
提案事項 (事項名)	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)の実施主体等の拡大				
提案団体	秋田県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省 復興庁				

求める措置の具体的内容

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)の中の「子ども健やか訪問事業」及び「親を亡くした子ども等への相談・援助事業」について、実施主体及び事業者には被災県以外の現に避難者を受け入れている都道府県を加えること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【見直しの必要性】平成26年度に創設された「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)」における「子ども健やか訪問事業」は、東日本大震災により被災し仮設住宅で長期間避難生活を余儀なくされている子どもを持つ家庭等に対し訪問指導を行う事業であり、「親を亡くした子ども等への相談・援助事業」は、被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を行う事業である。両事業はいずれも事業主体は被災県(岩手県、宮城県、福島県)及び被災指定都市(仙台市ほか)に限定されており、被災児童を受け入れている都道府県では活用することが出来ない。被災県以外に避難されている家庭等では、二重生活による生活費の掛かりましや父親の不在による子どもへの影響、親のストレス等多くの問題を抱えている。避難先がどこであろうと避難している子どもを持つ家庭等や子どもたちに対する相談・支援を行うことは必要であり、被災県以外でもこの事業が活用できるよう見直しを行う必要がある。

【具体的な支障事例】受入都道府県と被災県は様々な面でお互い連携を図りながら事業を実施しているが、上記事業の実施要綱に基づき被災県以外に避難している子どもや子育て家庭等への支援事業を行うためには、実施主体である被災県等が避難先の都道府県等に事業を委託することで可能となる。しかしながら、県外避難者は全国に避難しており避難先の都道府県等に対し個別に事業委託をすることは現実的には困難であると考えられる。また、本県には4県から避難されている方がいるが、仮に事業を実施しない県があった場合、避難者として同じ県に避難しているにも関わらず、避難元によって支援サービスが受けられないといった事態が生じる。受入都道府県は避難元がどこであろうと平等に支援を行っている。

【見直しによる効果】受入都道府県の避難者については受入自治体が一番実情を把握していることから、受入都道府県が実施主体及び事業者となることで、避難元がどこであろうと避難している子どもや子育て家庭等に対し等しくサービスの提供が可能となり避難している方々は安心して生活を送ることができる。

根拠法令等

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)実施要綱

本事業は東日本大震災復興特別会計を財源としているため、その用途については、被災地域の復旧・復興に直接資するものを基本とすることとされていることから、用途の厳格化を図る観点により、実施主体を被災県（岩手県、宮城県、福島県）、被災指定都市等（仙台市等）及び被災県内市町村に設定しているところである。

しかしながら、運用においては、実施主体の判断により、実施主体以外の自治体の避難者に対しても支援が可能となるよう

- ・実施主体から避難者のいる自治体への委託
- ・実施主体から避難者のいる自治体の民間団体への委託
- ・実施主体から委託を受けた民間団体から避難者のいる自治体の民間団体への委託等、被災自治体が発注主体として事業の委託を可能としているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

実施主体からの委託による事業が実施可能なことは理解しているが、本県には岩手県、宮城県及び福島県から避難している子ども達があり、それぞれに支援するためには3県と委託する必要がある。また、被災県にあつては事業を行いたいと考える各自治体と委託契約するとすると、かなりの事務量が発生すると思われる。事業の必要性が認められるのであれば、各都道府県が実施できるよう改正した方が効率的ではないか。また、「被災地域の復旧・復興に直接資するものを基本とすることとされていることから、用途の厳格化を図る観点」とされているが、受入都道府県が行う事業については厚生労働省に事業計画書を提出させるなど要綱等を定めることで厳格化は図られると考える。

全国知事会からの意見

所管（府）省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	587-1	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システムの導入等に関する手続の簡素化				
提案団体	京都府、大阪府、兵庫県、徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

- ①人口動態調査事務システムの導入申請に関する添付書類の廃止
- ②人口動態調査事務システムに係るパソコン・プリンター変更時の変更申請の廃止
- ③人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システム関連の申請事務における経由機関(都道府県・保健所)の省略

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性・支障事例】

人口動態調査事務については、手書き紙媒体での報告方法から、システム導入による事務の簡素化が図られているところであるが、導入を申請するに当たってシステム仕様書を添付する必要があり、導入PCの仕様や接続プリンターに変更があった場合にも、その都度変更申請を提出することとなっている。また、経由機関から進達する必要があるため、利用機関だけでなく、経由機関における事務量も煩雑である。また、府内市町村からのシステム導入・変更申請において承認に半年程度を要するなど、厚生労働省においても事務遅滞が見受けられ、事務の簡素化のために申請を行った市町村が長期にわたり手書き報告で対応せざるを得ないなどの事象が起きている。

【効果】

昨今のパソコン・プリンターは人口動態統計死亡票等に使用する字体に対応しており、導入申請時にチェックする必要性が低いことから、システム導入時の届出書類を省略するとともに、変更申請や経由機関を省略する等、事務の簡素化を図ることで、人口動態調査事務システムに係る事務手続きが大幅に簡素化され、市町村、都道府県、厚生労働省それぞれの事務量軽減につながる。

根拠法令等

- ・平成24年7月17日統人発0717第1号「人口動態調査事務システムの導入等に関する申請について」厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長通知
- ・平成24年7月12日統発0712第1号「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について厚生労働省大臣官房統計情報部長通知

○ 以下のとおり一部実施

人口動態調査事務システム(以下「事務システム」という。)の導入申請に関する添付書類については、提出先機関のオンライン報告システムにより確実に取り込むことが出来るFDとなっているか、また、厚生労働省に設置しているOCR調査票読取装置で読み取り可能なOCR調査票となっているか等、事務システム導入に当たり人口動態調査の報告に支障がないよう事前に確認が必要である。そのため、添付書類の全てを廃止することは困難であるが、要求仕様書等の中で最低限確認が必要な部分を精査、検討した上で、省略可能な書類については添付不要としたい。

なお、当該検討については、8月中に範囲の確定、9月上旬にベンダーに意見聴取を行い、9月中旬に結論を得る。

なお、①②③については、各種通達、要領等の改正が必要であり、数回に分けての改正は混乱を招く恐れがあることから、同一時期としたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

回答のとおり進めていただきたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

事務軽減となるよう、提案団体の意見を十分に尊重されたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	587-2	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システムの導入等に関する手続の簡素化				
提案団体	京都府、大阪府、兵庫県、徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

- ①人口動態調査事務システムの導入申請に関する添付書類の廃止
- ②人口動態調査事務システムに係るパソコン・プリンター変更時の変更申請の廃止
- ③人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システム関連の申請事務における経由機関(都道府県・保健所)の省略

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性・支障事例】

人口動態調査事務については、手書き紙媒体での報告方法から、システム導入による事務の簡素化が図られているところであるが、導入を申請するに当たってシステム仕様書を添付する必要があり、導入PCの仕様や接続プリンターに変更があった場合にも、その都度変更申請を提出することとなっている。また、経由機関から進達する必要があるため、利用機関だけでなく、経由機関における事務量も煩雑である。また、府内市町村からのシステム導入・変更申請において承認に半年程度を要するなど、厚生労働省においても事務遅滞が見受けられ、事務の簡素化のために申請を行った市町村が長期にわたり手書き報告で対応せざるを得ないなどの事象が起きている。

【効果】

昨今のパソコン・プリンターは人口動態統計死亡票等に使用する字体に対応しており、導入申請時にチェックする必要性が低いことから、システム導入時の届出書類を省略するとともに、変更申請や経由機関を省略する等、事務の簡素化を図ることで、人口動態調査事務システムに係る事務手続きが大幅に簡素化され、市町村、都道府県、厚生労働省それぞれの事務量軽減につながる。

根拠法令等

- ・平成24年7月17日統人発0717第1号「人口動態調査事務システムの導入等に関する申請について」厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長通知
- ・平成24年7月12日統発0712第1号「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について厚生労働省大臣官房統計情報部長通知

事務システム等に係るパソコン・プリンタの変更申請については、厚生労働省で申請パソコンの変更処理や①のとおりOCR調査票の読み取りの可否について、人口動態調査の報告に支障がないよう事前に確認が必要であることから、廃止は困難である。

なお、添付書類については、①と同様に検討を行い、9月中旬に結論を得る。

なお、①②③については、各種通達、要領等の改正が必要であり、数回に分けての改正は混乱を招く恐れがあることから、同一時期としたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

添付書類については検討いただけるとのことなので、回答のとおり進めていただきたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

事務軽減となるよう、提案団体の意見を十分に尊重されたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号	587-3	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システムの導入等に関する手続の簡素化				
提案団体	京都府、大阪府、兵庫県、徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

- ①人口動態調査事務システムの導入申請に関する添付書類の廃止
- ②人口動態調査事務システムに係るパソコン・プリンター変更時の変更申請の廃止
- ③人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システム関連の申請事務における経由機関(都道府県・保健所)の省略

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性・支障事例】

人口動態調査事務については、手書き紙媒体での報告方法から、システム導入による事務の簡素化が図られているところであるが、導入を申請するに当たってシステム仕様書を添付する必要があり、導入PCの仕様や接続プリンターに変更があった場合にも、その都度変更申請を提出することとなっている。また、経由機関から進達する必要があるため、利用機関だけでなく、経由機関における事務量も煩雑である。

また、府内市町村からのシステム導入・変更申請において承認に半年程度を要するなど、厚生労働省においても事務遅滞が見受けられ、事務の簡素化のために申請を行った市町村が長期にわたり手書き報告で対応せざるを得ないなどの事象が起きている。

【効果】

昨今のパソコン・プリンターは人口動態統計死亡票等に使用する字体に対応しており、導入申請時にチェックする必要性が低いことから、システム導入時の届出書類を省略するとともに、変更申請や経由機関を省略する等、事務の簡素化を図ることで、人口動態調査事務システムに係る事務手続きが大幅に簡素化され、市町村、都道府県、厚生労働省それぞれの事務量軽減につながる。

根拠法令等

- ・平成24年7月17日統人発0717第1号「人口動態調査事務システムの導入等に関する申請について」厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長通知
- ・平成24年7月12日統発0712第1号「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について厚生労働省大臣官房統計情報部長通知

○ 要望府県以外の都道府県、保健所、市区町村も本提案を了承することを前提に以下のとおり実施可能

申請事務における関係機関の経路については、システム導入申請前にスケジュールについて、市区町村においては保健所の、保健所においては指定都市、都道府県の上承を得ることに変更し、廃止したい。

なお、①②③については、各種通達、要領等の改正が必要であり、数回に分けての改正は混乱を招く恐れがあることから、同一時期としたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

回答のとおり進めていただきたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案により、事務軽減となるかについて、十分な検討が必要である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 47

管理番号	372	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保育所保育士定数への准看護師算入を可能とする規制緩和				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の設備運営基準(省令)により、乳児4人以上を入所させる保育所においては、看護師と保健師が保育士定数に算入することができることとされている(従うべき基準、民間保育所に対する国庫負担対象)が、当該既定を参酌基準化することなどにより、准看護師も定数算入対象とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】保育所における乳幼児の受入れが増える中、こどもの体調急変への適切な対応などのため、看護師など医療・保健の有資格者を保育所に配置する必要性が高まっている。省令では、乳児4人以上を入所させる保育所にあつて、看護師又は保健師を1人に限って保育士とみなして配置することができることとされ、看護師配置を促進している。

しかしながら、保育所からは、保育士定数に算入できるのが正看護師に限定されていることに加え、医療機関においても看護師不足が課題となっている中、保育所における看護師確保が困難となっており、准看護師まで認めてほしいという意見が上がっている。

【改正の必要性】当該規定を参酌基準化することや、省令改正により算入対象を准看護師まで拡大する規制緩和を行うことで、安心な子育て環境の整備、また女性の就労促進につながる。

【懸念の解消策】1人限って保育所に配置できる対象範囲を拡大することを考えており、保育士を無限定に看護師などに置き換えることは想定していない。

根拠法令等

児童福祉法 第45条
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 附則第2項

保健師助産師看護師法(平成二六年法律第八三号)において、看護師は療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者とされているが、准看護師については、療養上の世話を業とするためには、医師、歯科医師又は看護師の指示が必要とされている。

また、資格取得に係る要件も異なることから、看護師と准看護師を同等とみなすことは困難である。加えて、看護師等を保育士にみなす措置については、従来6人以上の乳児を入所させる保育所には、看護師等の配置の努力義務があり、看護師等を配置した場合には配置基準上保育士に含むものとしていたが、平成10年に乳児に対する保育士の配置基準を6:1から3:1に引き上げ、看護師等の配置努力義務を廃止した際に、当分の間の経過措置として、乳児6人以上を入所させる保育所については、看護師等1人に限り、保育士とみなすことができるものとしたものであって、保育の実施については、保育士がその専門性を活かし実施することが本来の姿であることをご理解願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

看護師と准看護師の間には、法律上の資格要件、医療現場における業務内容に違いがあることは承知しているが、佐賀県内の保育所からは、保育所における業務実態を踏まえると、准看護師でも対応できるという意見が寄せられている。

※県内で、看護師と准看護師の両方を雇用している保育所において、双方の業務内容に差を設けている保育所はない。

※看護師や准看護師を雇用している保育所のほぼすべてが、看護師と准看護師の保育業務における専門性に差はないと回答している。

本提案は、こうした現場の業務内容を踏まえたものであり、過去構造改革特区においても提案してきた。

しかしながら、厚生労働省は、保育士とみなすためには、保育士に準じると認められること(保育職としての専門性)が必要としながら、准看護師と看護師の看護職としての専門性の違いに着目した説明に終始するなど、一貫して、看護師が保育所において保育従事者として行っている業務を、准看護師が行うことができない理由を示されていない。

また、より看護職としての専門性が求められる「病児・病後児保育事業」においては、看護職としての専門性や業務内容の差が明確な准看護師の配置を認める一方で、保育所における保育職の配置について、看護職としての専門性や業務内容の差を理由に准看護師の配置を認めないとするこれまでの説明に矛盾を感じる。

制度創設の経緯などから説明するのではなく、看護師そのものの確保が医療現場でも難しくなっていることや、人口減少の中、地方においては人員配置の資格要件を厳格化しすぎると、対象者を確保することが今後ますます厳しくなることが予想されるという、現状を踏まえた検討と回答をお願いしたい。

全国知事会からの意見

保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許容すべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

- 看護師を保育士の定数に算入できるとする省令の経過措置は、乳児6人以上の保育所に1人の看護師の配置を認める制度を4人以上の保育所に1人とする特区制度を全国展開した段階で、性質を変えており、保育士不足に対応するとの性質を持ったのではないか。本来は保育士で定数を満たすべきとの説明であったが、それであれば何故、元々は経過措置的な位置付けだった規定を特区制度から全国展開したのか、理由を示されたい。
- その意味では、保育所における看護師の役割は、看護師が本来担う療養上の世話等ではなく、一定の医療に関する専門的知識を持つ立場で保育に参加するというものと考えられる。そうであれば、待機児童が解消されない状況の下で准看護師も認める制度とすべきではないか。
- 本提案は、看護師一人に限って定数への算入が認められているところ、待機児童の解消という政策目的に適った方法でその職種を追加するだけであり、保育士の定数を減じるものではないため、保育の質に影響しないのではないか。むしろ、働き手の確保に資するのではないか。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 47

管理番号	702	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保育所の保育士定数への准看護師の算入を可能とする規制緩和				
提案団体	鹿児島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の設備運営基準(省令)により、乳児4人以上を入所させる保育所においては、看護師と保健師が保育定数に算入することができることとされている(従うべき基準、民間保育所に対する国庫負担対象)が、当該省令を参酌基準化することなどにより、准看護師も定数算入対象とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】保育所における乳幼児の受入れが増える中、こどもの体調急変への適切な対応などのため、看護師など医療・保健の有資格者を保育所に配置する必要性が高まっている。省令では、乳児4人以上を入所させる保育所にあつて、看護師又は保健師を1人に限って保育士とみなして配置することができることとされ、看護師配置を促進している。しかしながら、保育所においては、保育士定数に算入できるのが正看護師に限定されており、また、運営費に保育士と看護師の人件費差額が反映されていないこと等から、看護師の確保が難しく看護師の配置が進んでいないのが現状である。

【改正の必要性】当該規定を参酌基準化することや、省令改正により算入対象を准看護師まで拡大する規制緩和を行うことが必要。

准看護師は、嘱託医の指導の下、適切な保健指導など看護師と同様な役割を担うことが可能と考えられ、また、病児・病後児保育対策事業の職員配置では、准看護師まで認められていることから、保育士定数に算入できる範囲を、看護師のみでなく准看護師まで拡大し、看護師等を配置しやすくすることが必要である。

根拠法令等

児童福祉法第45条、児童福祉の設備及び運営に関する基準附則第2項

保健師助産師看護師法(平成二六年法律第八三号)において、看護師は療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者とされているが、准看護師については、療養上の世話を業とするためには、医師、歯科医師又は看護師の指示が必要とされている。

また、資格取得に係る要件も異なることから、看護師と准看護師を同等とみなすことは困難である。加えて、看護師等を保育士にみなす措置については、従来6人以上の乳児を入所させる保育所には、看護師等の配置の努力義務があり、看護師等を配置した場合には配置基準上保育士に含むものとしていたが、平成10年に乳児に対する保育士の配置基準を6:1から3:1に引き上げ、看護師等の配置努力義務を廃止した際に、当分の間の経過措置として、乳児6人以上を入所させる保育所については、看護師等1人に限り、保育士とみなすことができるものとしたものであって、保育の実施については、保育士がその専門性を活かし実施することが本来の姿であることをご理解願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保育所における看護師等の設置については、看護師等の配置努力義務を廃止した際の経過措置として規定されたものであるが、保育所において乳幼児等の体調急変等の際、看護師等がその専門性を活かし対応することは、乳幼児等の健康保持、ひいては保育所の安全・安心につながることから、その配置が望ましいと考えている。

しかしながら、現状として、看護師の確保は今困難な状況にある。

一方、看護師と准看護師の業務については、法律上差異が設けられているが、保育所の保育業務における役割においては、両者の専門性の差はほとんどないところであり、実際、「病児・病後児保育事業」では、看護師の配置と同等に准看護師の配置を認めている状況がある。

このため、保育所の現状を考慮し、保育士定数への算入対象を准看護師まで拡大すべきである。

なお、保育所関係団体から、看護師よりも配置が容易な准看護師を保育士定数に算入することができるようにしてもらいたい旨の要望があるところである。

全国知事会からの意見

保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許容すべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 看護師を保育士の定数に算入できるとする省令の経過措置は、乳児6人以上の保育所に1人の看護師の配置を認める制度を4人以上の保育所に1人とする特区制度を全国展開した段階で、性質を変えており、保育士不足に対応するとの性質を持ったのではないか。本来は保育士で定数を満たすべきとの説明であったが、それであれば何故、元々は経過措置的な位置付けだった規定を特区制度から全国展開したのか、理由を示されたい。

○ その意味では、保育所における看護師の役割は、看護師が本来担う療養上の世話等ではなく、一定の医療に関する専門的知識を持つ立場で保育に参加するというものと考えられる。そうであれば、待機児童が解消されない状況の下で准看護師も認める制度とすべきではないか。

○ 本提案は、看護師一人に限って定数への算入が認められているところ、待機児童の解消という政策目的

に合った方法でその職種を追加するだけであり、保育士の定数を減じるものではないため、保育の質に影響しないのではないか。むしろ、働き手の確保に資するのではないか。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 47

管理番号	204	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	「保育支援員(仮称)」の保育士配置定数への算入				
提案団体	瑞穂市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

国が示す一定基準の研修課程を受講した者を「保育支援員(仮称)」と位置づけ、原則的な保育時間以外の時間帯において、保育士とみなして保育業務に携わることができるよう、従事できるよう配置基準の見直しをするもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】瑞穂市は交通至便な位置にあり、人口流入が続き、平成15年度合併後、10年間で5,000人余り(約11%)人口が増加している。この地域の土地柄から公立保育所が多く、その中で要支援児を保育する保育士(補助職員である保育士は、全て保育士有資格者である。)を要支援児に対する加配保育士等、保育の質を確保する取り組みを長年実施してきた。

【支障事例】しかし、朝・夜の時間帯の保育士確保に支障を来している。これは、補助職員としての保育士の就労希望時間帯が9時から15時までが主流であるため、朝・夜の短時間労働の保育士がいないからである。

【制度改正の必要性】現下の少子化対策は、経済の活性化と労働力の市場への投入(平成26年6月「日本再興戦略」改定2014にて「女性の活躍推進」)を図る国策であるが、子どもの居場所である第1優先の保育所の保育士の確保が困難な状況下にあるので、早期に保育所の体制強化を図り、子どもの受け皿を確保して、女性の就労機会の拡大を図るべきである。保育業務の安全・安心を担保する保育の質の検証を併せて実施しながら、地域の実情も加味して政策を総動員すべきである。

【懸案の解消策】平成26年6月30日の子ども・子育て会議にて議論されている小規模保育における保育従事者としての「子育て支援員(仮称)」を、保育所における原則的な保育時間以外の時間帯においては、おむつ交換やおやつ等の生活の支援が主となるため、保育士2人のうち1人の「保育支援員(仮称)」を保育士とみなして保育業務に携わることができるよう、「保育支援員(仮称)」として保育士配置基準の見直しを行う。

根拠法令等

児童福祉法第18条の4、第45条
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条

保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士による保育が行われる必要がある。

保育の質を確保するうえで、提案のような様々な状況や地域の実情に対応するためとはいえ、保育士以外の者を保育士とみなすことは適当ではない。

なお、保育士確保については、「待機児童解消加速化プラン」による保育士資格取得支援等の対策を講じているところであるが、年内に策定予定の「保育士確保プラン」等に基づき更なる対策を講じていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

当市は転入人口も多く、待機児童が発生している。加えて、3歳未満児童が長時間保育を受けることによる保育時間数の増加と、支援を要する児童が多くなったことにより、多くの保育士が必要となっている。障がい児童や支援を要する児童への手厚い保育を実施し、保育の質を確保・向上させることは、公立保育所の使命であると位置づけ運営してきた。

育児休業保育士の代替職員の採用など機動的な運用が可能となるよう、条例を平成25年3月に改正し、育児休業中は定数外扱いを行い、任期付採用保育士の採用を可能とした。また保育士有資格者である補助職員の雇用条件を改正し、保育士確保に努力してきた。しかしながら、任期付採用保育士では希望者がいなく、また補助職員においては、朝と夜の時間帯に勤務できる保育士が少なく、結果的に確保に至っていない状況が継続している。

非常勤職員としての補助職員保育士の任用問題や、ワーキング・プア問題、また正規職員においては、長時間労働の問題を抱えながら、任用・保育業務に苦慮している現実がある。

施策推進をしていることは理解するが、効果が当市において十分発現していない状況についてどう把握し認識されているのか。保育士の育成と保育業務への提供状況や保育士の労働環境の状況の把握・改善を含み、「保育士確保プラン」等において公立私立の隔たりなく、どう具体的に反映させるのか、明確にお示しいただきたい。

(補足)当市の待機児童数は平成26年4月で27人、7月で32人となっている。

岐阜県社会福祉協議会の保育士再就職支援事業の活用により、潜在保育士の掘り起しや再就職研修への協力を行っているが、再就職者の住所地と勤務地(瑞穂市)までの距離の問題や、希望勤務時間が9時から15時までが大多数であり、確保が困難である事実が存在すること。

また派遣保育士においても、絶対数が少ない中で、近隣市町村との獲得合戦となっていること。

全国知事会からの意見

保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許容するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。

- ・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の

自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)(第1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

- ・ 東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸命に増やしても待機児童が解消されていない地域が存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らしても「事情の変更」と言えるのではないか。

- ・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童解消のために保育制度全般の枠組みが変わるという「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定していることではないのか。

- ・ 認可保育所における保育従事者にすべて保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうでない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 47

管理番号	247	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	児童福祉法に基づく保育所の保育士数に係る基準緩和				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

最低2人の保育士を置くこととされている認可保育所の人員配置の基準について、2人のうち1人については、保育士補助者的な者で可とするなど柔軟に対応できるよう基準を緩和する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

中山間地域等の保育所では少子化の影響で、保育所の入所人数が減少している。一方、中山間地域等では、就労人口の減少とともに、保育士不足が顕著になっている。

保育士の人員配置は入所児童数により算定し、入所児童数は変化するため、特定の保育所における具体例を示すことは難しいが、県の中山間地域に所在する市において、「保育士が足りないため、定員数の入所児童数を受けることができないことがある」といった状況がある。

県が運営する「保育士人材バンク」において、中山間地域では、求人情報94人に対し求職人数は11人となっており、人口減少が顕著な中山間地域における保育士不足は更に深刻な状況となっている。

【制度改正の必要性】

このような中、保育士配置の最低基準の2人の確保も難しい場合もあり、左記のような柔軟な対応が必要である。基準緩和の具体的内容としては、例えば、一定程度の研修を受けた保育の支援員のような人材の配置などが考えられる。

根拠法令等

児童福祉法第45条
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条

保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士による保育が行われる必要がある。

保育の質を確保するうえで、提案のような様々な状況や地域の実情に対応するためとはいえ、保育士以外の者を保育士とみなすことは適当ではない。

なお、保育士確保については、「待機児童解消加速化プラン」による保育士資格取得支援等の対策を講じているところであるが、年内に策定予定の「保育士確保プラン」等に基づき更なる対策を講じていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保育士の不足している状況は深刻であり、規定数の保育士を確保できない結果として、児童を受けられないケースが生じた場合は、保育の提供そのものができなくなる。これを回避するために、やむを得ない場合について一定の要件の下で基準緩和の選択肢を増やすことも必要ではないかと考えたものであり、保育の質の確保を否定するものではない。

全国知事会からの意見

保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許容すべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。

・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)(第1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

・ 東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸命に増やしても待機児童が解消されていない地域が存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らしても「事情の変更」と言えるのではないか。

・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童解消のために保育制度全般の枠組みが変わるといふ「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定していることではないのか。

・ 認可保育所における保育従事者にすべて保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうでない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 47

管理番号	319	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保育所における給食の自園調理原則の廃止又は過疎地域等での適用除外				
提案団体	萩市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、保育所は、調理室の設置が義務付けられ、自園調理を原則としている。
保育所・小・中学校を含め、地域一体となった食育を推進するとともに、公立保育園の合理的運営を進める観点から、3歳未満児の給食についても、調理室の設置の義務付けや自園調理の原則を緩和し、外部搬入を認めるよう求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省第63条)第11条第1項において、「児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならない。」とされている。
現在、一定の要件を満たす保育所においては、満3才以上児の給食の外部搬入は認められているが、3才未満児の食事の提供については、特区認定を受けた場合を除き外部搬入は認められていない。地方都市では少子化が進行し、市街地保育所を除き、周辺部の保育所は入所児童が減少しているにも関わらず、保育所給食は自園調理を原則としているため、業務委託をする場合を除き、調理員の配置が必須となっている。過疎地域においては、公営の共同調理場等を活用することにより、職員配置の合理化をすることができるとともに、地域における一体的な食育を推進することが可能となる。
現在も分園のある園については、本園から給食を搬送しており、特例の要件である設備、衛生基準の遵守、食育プログラムに基づいた食事の提供をしている。
アレルギー児童が増加傾向にあるなか、公営の共同調理場等から保育所へ給食を搬入することにより、就学後においてもアレルギー児童への対応がスムーズに行えるとともに、地域における保育所・小学校・中学校を一体とした食育活動の展開が期待でき、運営の合理化が可能となることから、3歳未満児の給食についても、調理室の設置の義務付けや自園調理の原則を緩和し、外部搬入を認めるよう求める。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条第1項

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

発達段階に応じた給食の提供、体調不良児やアレルギー児への対応など、弊害の除去については、ガイドライン等の周知・徹底により各保育所へ求められるのであれば、平成28年度に先送りすることなく、保・小・中の一体とした食育の推進、運営の合理化等の観点から、自園調理の原則を緩和し、3歳未満児の給食の外部搬入を認めるよう求める。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。
それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。
なお、アレルギー等の細かな事情に対応出来る事を前提とした十分な検討が必要である。

【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 47

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

保育所の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

保育所の給食は原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。
3歳未満児への外部搬入は、構造改革特別区域法による認定を受けた場合に限り、公立保育所のみ認められている。
本県所管域では3歳以上児のみの保育所は存在せず、全て3歳未満児を保育している中で、3歳以上児のみを外部搬入、3歳未満児を自園調理とするメリットはなく、全ての園で自園調理を行っている。
3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替え、不要となった調理室を保育室に転用することで受入児童数が増え、待機児童解消に資することが期待できる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保育所については、新制度移行にあたり、現在外部搬入で給食を実施している認可外保育所から認可保育所となる場合、3歳未満児の保育に係る給食の外部搬入が認められていないために、調理室の整備が必要となり、資金的・保育所のスペース的に困難な事業者がいるため「新制度以降に検討」ではなく、喫緊の課題である待機児童対策に支障が生じるため、極力早期に対応することをご検討いただきたい。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。
それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。
なお、アレルギー等の細かな事情に対応出来る事を前提とした十分な検討が必要である。

【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 47

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

根拠法令等

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保・小・中一貫教育の中で、自園調理と同様の対応が可能であり、給食の外部搬入に伴う弊害の除去ができる場合に限り、平成28年度の評価を待つことなく、3歳未満児の給食の外部搬入を認めてもよいのではないかと。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。
それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 47

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

認定こども園の給食は、保育所同様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。
幼稚園から認定こども園化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受け入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。
3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に資することが期待できる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学部と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要とされており、これは、3歳未満児を受け入れる認定こども園についても同様である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

3歳未満児の保育に係る給食の外部搬入が認められておらず、20人以上を受け入れる場合には、調理室の設置が必要となる。

特に幼稚園から認定こども園へ移行するにあたって、調理室の設置は移行の妨げとなっている。

国として認定こども園化を促進するというのであれば、「新制度以降に検討」ではなく、極力早期に対応することを検討いただきたい。

28年度の評価・調査委員会の評価を踏まえての検討に固執しては、喫緊の課題である待機児童対策に重大な支障が生じるため速やかに対応すべき。

また、搬入元と搬入先の連携を課題として挙げているが、事前準備を入念に行うことにより、解決できると考える。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 47

管理番号	708	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	公立施設が幼保連携型認定こども園に移行する際に必要な設備基準(自園調理)の緩和				
提案団体	安城市				
制度の所管・関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園に係る省令に規定される食事の提供について、満三歳児以上の園児に対する場合にのみ認められる外部搬入を、公立施設についてはすべての年齢の園児に対して外部搬入による食事の提供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、当市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定を受け、給食センター方式による外部搬入により、0・1・2歳児の給食を提供している。

子ども子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は満3歳未満児について、自園調理が義務付けられているため、当市では公立施設が幼保連携型認定こども園へ移行することが困難になっている。

そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することにより、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を可能とすることを提案するもの。

なお、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を保育所だけではなく、幼保連携型認定こども園も追加することにより、対応できる場合はそちらで対応をお願いしたい。

根拠法令等

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第3項及び同基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2

公立の保育所と同様に、公立の幼保連携型認定こども園における3歳未満児の食事の提供についても、特区の枠組みの中で、外部搬入方式を認める方向で検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

安城市では子ども・子育て支援事業計画内で、0・1・2歳児の量の確保策の一つとして、公立幼稚園を認定こども園化すること考えている。

ただし、現在安城市立の保育園で構造改革特区により0・1・2歳児に対する給食の外部搬入方式が認められている一方で、認定こども園では認められないことにより、認定こども園への移行についての具体的検討が進められないでいる。

そこで、認定こども園において、外部搬入方式で3号認定者の給食を提供できるようになれば、当市の認定こども園において、3号認定者を受け入れることができ、保護者にとっても選択肢が広がるため、特区の拡充により、3号認定者への給食提供を容認していただきたい。

実施時期については、現在策定中の事業計画で、平成30年度に認定こども園化を実現し2号3号認定者の受け入れを行いたいと考えており、市民及び在園児の保護者への周知期間が3年程度必要であるため、平成26年度末までに方針を定めていただけるとありがたい。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 47

管理番号	159	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	児童発達支援センターにおける利用者への食事提供方法の基準の緩和				
提案団体	鳥取県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の利用者への食事提供方法については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、施設内での調理が義務付けられているが、児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設外で調理されたものを搬入し提供する方法等施設内での調理以外の方法も認める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行制度】

児童発達支援センターを利用している障がい児に食事を提供する場合は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、当該センター内で調理をする方法により提供しなければならないことから、当該センターを設置する場合は、調理員の確保や調理用設備などの整備が必要である。

【支障事例】

本県のような人口が少ない県では、児童発達支援センターの規模が小さく、利用者も少なく、かつサービス提供に係る報酬額(収入額)も少ない中で、自前の施設で食事を提供することは、非常にコストがかかり、非効率的であり、当該センターの設置や施設の経営上大きな問題となっている。

【規制緩和の必要性】

施設内調理以外の方法(配食を行っている民間事業者が調理した食事を外部搬入、関連する施設で一体的に調理した食事を提供、地域の学校給食センターが調理した給食を搬入等)を認めるなど、地域の実情に合わせて柔軟な対応ができるよう、規制緩和することにより、人口の少ない地域においても、児童発達支援センターの設置促進と安定的な運営が可能となる。

【規制緩和の効果】

外部搬入方式等が可能となれば、児童発達支援センターの設置や運営に係るコストが削減できるとともに、食事の提供数が少数であっても、食材の質の確保及び種類豊富な献立を効率的に提供することが可能となる。また、コストの削減により、経営の効率化が図られることから、新たな児童発達支援センターの設置を促し地域支援体制の強化が図られるとともに、削減したコストを障がい特性に応じた療育の実施等障がい児の処遇の向上に充てることができる。

根拠法令等

児童福祉法第45条
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条

ご提案については、児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たした場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、構造改革特別区域法に基づき「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」による特例を設け、鳥取県を含め、一部の自治体で外部搬入を実施しているところであるが、全国展開については、現在実施件数が少なく十分な評価を行うことができないことから、平成28年度に予定している別途実施中の保育所の外部搬入についての評価とあわせて評価を行い、対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

評価実施後、その評価結果を踏まえて、全国展開について検討すべき。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。
それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守る施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 47

管理番号	951	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	児童発達支援センターにおける利用者への食事提供方法の基準の緩和				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の利用者への食事提供方法については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、施設内での調理が義務付けられているが、児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設外で調理されたものを搬入し提供する方法等施設内での調理以外の方法も認める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行制度】

児童発達支援センターを利用している障がい児に食事(給食)を提供する場合は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、当該センター内で調理をする方法により提供しなければならないとされていることから、当該センターを設置する場合は、調理員の確保や調理用設備などの整備が必要となってくる。

【支障事例】

しかし、本県のような人口が少ない県では、児童発達支援センターの規模が小さく、利用者も少なく、かつサービス提供に係る報酬額(収入額)が少ない中で、自前の施設で食事を提供することは、非常にコストがかかり、非効率的であり、当該センターの設置や施設の経営上大きな問題となっている。

【規制緩和の効果】

食事提供の方法として、施設内で調理をする以外の方法、例えば、外部搬入方式が可能となれば、設置や運営に係るコストが削減できるとともに、食事の提供数が少数であっても、食材の質の確保及び種類豊富な献立を効率的に提供することが可能となる。

また、コストの削減により、経営の効率化が図られることから、新たな児童発達支援センターの設置を促し地域支援体制の強化が図られるとともに、削減したコストを障がい特性に応じた療育の実施等障がい児の処遇の向上に充てることができる。

【規制緩和の必要性】

児童発達支援センターの設置促進と安定的な経営を行うため、施設内調理以外の方法(配食を行っている民間事業者が調理した食事を外部搬入する方法、関連する施設で一体的に調理した食事を提供する方法、地域の学校給食センターが調理した給食を搬入する方法等)も認めるなど、地域の実情に合わせた柔軟な対応ができるよう、基準を緩和すべきである。

なお、同じ通所サービスである保育所や、障害福祉サービス事業所においては、既に、ある一定の要件を満たせば、外部搬入方式などが認められている。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条

ご提案については、児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たした場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、構造改革特別区域法に基づき「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」による特例を設け、一部の自治体で外部搬入を実施しているところであるが、全国展開については、現在実施件数が少なく十分な評価を行うことができないことから、平成28年度に予定している別途実施中の保育所の外部搬入についての評価とあわせて評価を行い、対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

評価実施後、その評価結果を踏まえて、全国展開について検討すべき。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。
それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守る施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 47

管理番号	274	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保育所に配置する職員数や居室面積に係る義務付け・枠付けの見直し				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】住民に身近な行政サービスである保育所の設置運営基準については、地域ごとの事情は千差万別であることから、全国一律の規制を行うのではなく、地方自治体の裁量の余地を広げ、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすることが必要である。

(待機児童が多く、地価が高く市街地が過密した都市部と、待機児童が少なく、地価も比較的安価で土地利用にゆとりのある地域とを一律に同じ基準で縛ることは不合理である。)

そのため、児童福祉法第45条第2項第2号等により従うべき基準とされている保育所における居室等の面積、保育士の配置について、標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすべきである。

【制度改正の経緯】第1次一括法に基づき、平成24年4月から児童福祉施設・サービスの人員・設備・運営基準等は都道府県等の条例に委任され、人員・居室面積等の厚生労働省令で定める基準は従うべき基準、その他は参酌すべき基準とされた。

ただし、保育所の居室面積基準について、地価が高く、待機児童が100人以上いる地域において厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間は、「標準」とする特例措置が創設された。

(平成23年9月に34都市が指定され、その後の追加等で現在は40都市(埼玉県内は3市))

埼玉県においては、平成24年12月議会で埼玉県児童福祉法施行条例を制定し、第1次一括法附則第4条の規定により厚生労働大臣が指定した地域は平成27年3月31日までの間、満1歳以上満2歳未満の幼児に限り、1人当たり居室面積を2.5㎡まで緩和可能とした。

根拠法令等

児童福祉法第45条第2項第2号、附則第4条

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(昭和23年12月29日厚生省令第63号)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の基準を定める省令(平成23年厚生労働省令第112号)

子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。

※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。))及び児童相談所設置市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案は、保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすることを提案するものである。

本来、地方自治体がサービス、施策等のあり方についての説明責任を負うべきであり、何らかのニーズに対応する見直しの必要性の判断も、地方自治体の責任において行うようにしなければならないと考える。この趣旨から、地方自治体に権限の移譲を求めるものである。

全国知事会からの意見

本提案は、保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすることを提案するものである。

本来、地方自治体がサービス、施策等のあり方についての説明責任を負うべきであり、何らかのニーズに対応する見直しの必要性の判断も、地方自治体の責任において行うようにしなければならないと考える。この趣旨から、地方自治体に権限の移譲を求めるものである。

第1次回答では、平成21年以後、特段の事情変更も認められないとあるが、今や人口減少・超高齢化に対する危機感は次元が異なるレベルにあり、子育てや女性が就業しやすい環境づくりは国家的な喫緊の課題となっており、政策の見直しが必要である。

政府のまち・ひと・しごと創生本部が9月12日に決定した「基本方針」においては、「基本目標」として「従来の取組の延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を確かな結果が出るまで断固として実施していく」とされているところである。

※「基本方針」(平成26年9月12日まち・ひと・しごと創生本部決定)抄

1 基本目標

(略)人口減少・超高齢化という危機的な現実を直視しつつ、従来の取組の延長線上にない次元の異なる大胆な政策を、中長期の観点から、確かな結果がでるまで断固として力強く実行していく。

2 基本的視点

(1)若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現

人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境を実現する。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

【保育士配置・居室面積基準の参酌基準化】

○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。

・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)(第1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

・ 東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸命に増やしても待機児童が解消されていない地域が存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らしても「事情の変更」と言えるのではないか。

・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童解消のために保育制度全般の枠組みが変わるという「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定していることではないのか。

・ 認可保育所における保育従事者にすべて保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうでない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。

【保育所の居室面積の特例措置】

○ 提案団体からは、期限付きの特例制度である以上、期限切れになった場合には人員整理が必要になってしまい、雇用する保育士の処遇上、問題があるため認可保育所での制度活用が進んでいない原因になっているとする指摘があった。こうした現場の声を踏まえると、単なる延長でなく、参酌基準とした上で恒久化すべきである。

○ 平成27年度から新制度がスタートする段階で現場に混乱をもたらすとの懸念があるとしても、最終的には参酌基準とすることを目指した上で段階的に移行すべきである。

○ 0・1歳児を対象とした特例措置を適用するためには、2歳児以降の定員も増やす必要があり、面積基準上困難であるとの指摘もある。小規模保育事業における連携施設確保(0～2歳が3歳に到達した際に別施設で保育を実施する必要があること)が困難であることと同様、対象年齢だけの基準緩和のみならず、制度全体の連動性を加味した措置が必要である。その点からも、各地域における事情を踏まえた取組を認めるべきであって、参酌基準化すべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 47

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

保育所の基準にかかる条例を都道府県が制定するに当たり、従わなければならないとされている府省令で定める事項について、参酌化すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現在の制度】児童福祉法第45条にて、都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で定めることを求められている。条例制定にあたっては、同条第2項により厚生労働省令の定めるところに従うこととされている。

【制度改正の必要性】平成13年度に創設した都独自の基準を定めた認証保育所では、基準面積の年度途中の弾力的運用を認め(2歳未満児居室面積について年度当初3.3㎡→年度途中2.5㎡)、産休、育休明けなどの年度途中の保育ニーズの受け皿として柔軟に対応している。また、保育従事職員の資格要件について、保育士以外の多様な人材の活用を可能にするため、保育士については常勤6割としており、制度開設後12年を経過しているが、これまで適切に運営され、多様な保育ニーズに応えている。

こうした地域の実情に応じた基準により設置している認証保育所は、制度創設以来、毎年度増え続け、直近10年でみると、認証保育所が543か所、認可保育所296か所増加し、増加の7割を認証保育所が占めており、都の保育施策で大きな実績を上げている。それでもなお、都内の待機児童数は8千人を超えており、解消に向けた保育サービスの拡充が急務である。

そのため、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準のうち保育所に係る「従うべき基準」について、「参酌すべき基準」に見直していただきたい。

これにより、認証保育所と同様に、認可保育所についても基準面積の弾力的運用が可能となり、待機児童対策や要支援児童への適切な保育の提供に資する。また、保育士以外の資格を持つ者の活用や資格要件の緩和により、現状でも不足している保育人材の有効活用が図られる。

根拠法令等

児童福祉法第45条
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条、第32条の2、第33条、第35条

子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。

※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。))及び児童相談所設置市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保育従事者の資格要件について、来年度からの子ども・子育て支援新制度では、新たに区市町村認可となる家庭的保育や小規模保育において、保育士の配置を、5割で可としている。

また、都において認証保育所基準(面積基準を年度途中2.5㎡まで弾力化可能、保育従事者を保育士6割以上)で認定している地方裁量型認定こども園や認可外部分も含む幼稚園型認定こども園も新制度では給付の対象となる。

このように、国は保育従事者の保育士資格要件について、認可保育所には10割配置を求める一方、小規模保育や地方裁量型・幼稚園型認定こども園では、10割配置を求めているという事実が示すように、国の定める基準は整合性を欠いている。

面積基準の緩和について、特例による時限措置の場合では、時限措置終了後に待機児童数が増加することが懸念される。

また、時限による定員増は、職員配置の面でも臨時雇用にせざるを得ないため、現在の時限的な緩和措置も使いづらい制度となっている。

そのため、特例措置の延長ではなく、地域の実情に応じて、地方自治体が安定的に保育サービスを提供できるよう、保育所の基準は、参酌基準とすべきと考える。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

【保育士配置・居室面積基準の参酌基準化】

○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。

・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)(第1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

・ 東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸命に増やしても待機児童が解消されていない地域が存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らしても「事情の変更」と言えるのではないか。

・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童解消のために保育制度全般の枠組みが変わるという「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定していることではないのか。

・ 認可保育所における保育従事者にすべて保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうでない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。

【保育所の居室面積の特例措置】

○ 提案団体からは、期限付きの特例制度である以上、期限切れになった場合には人員整理が必要になってしまい、雇用する保育士の処遇上、問題があるため認可保育所での制度活用が進んでいない原因になっているとする指摘があった。こうした現場の声を踏まえると、単なる延長でなく、参酌基準とした上で恒久化すべきである。

○ 平成27年度から新制度がスタートする段階で現場に混乱をもたらすとの懸念があるとしても、最終的には参酌基準とすることを目指した上で段階的に移行すべきである。

○ 0・1歳児を対象とした特例措置を適用するためには、2歳児以降の定員も増やす必要があり、面積基準上困難であるとの指摘もある。小規模保育事業における連携施設確保(0～2歳が3歳に到達した際に別施設で保育を実施する必要があること)が困難であることと同様、対象年齢だけの基準緩和のみならず、制度全体の連動性を加味した措置が必要である。その点からも、各地域における事情を踏まえた取組を認めるべきであって、参酌基準化すべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 47

管理番号	790	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、「従うべき基準」とされている事項の見直し				
提案団体	兵庫県【共同提案】京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の統一基準として維持するのは、土地の確保が難しい都市部では問題がある。
乳幼児の減少から、設備や調理員の確保が必要となる自園調理が施設運営の大きな負担となっている施設がある。
都市部において、土地不足や賃料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難な地域がある。

【改正による効果】
地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。

根拠法令等

就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項

子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。

※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。))及び児童相談所設置市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。

- ・平成21年度以降、少子化が深刻化し、保育の必要性が高まっていることから、国の基準を参酌し、地方がそれぞれの実情に応じて定めることができる仕組みとすべき。
- ・また、基準は条例で定めることから、議会の議決を要することはもちろん、新制度を踏まえ、地域における子ども・子育て支援方策については、保護者、地域の事業者や学識者等の幅広い関係者が参画する地方版子ども・子育て会議や児童福祉審議会等において議論するシステムが構築されている

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化等の観点から「従うべき基準」を廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

【保育士配置・居室面積基準の参酌基準化】

○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。

- ・第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)(第1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勧告し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

- ・東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸命に増やしても待機児童が解消されていない地域が

存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らしても「事情の変更」と言えるのではないか。

・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童解消のために保育制度全般の枠組みが変わるという「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定していることではないのか。

・ 認可保育所における保育従事者にすべて保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうでない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。

【給食の外部搬入条件の緩和】

○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。

○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守る施設には選択肢を与えるべきである。

○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 47

管理番号	520	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における「従うべき基準」の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において「職員」の配置については、都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」とされている。
「児童家庭支援センターの設置運営等について」(厚生省児童家庭局長)では、当センターに配置する職員を「相談・支援を担当する職員」(2名)と心理療法等を担当する職員(1名)と示しており、児童福祉施設等に附置している場合、入所者等の直接処遇の業務は行わないものであることとされている。
これを本体施設の業務に支障のない範囲において兼務を認めることを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

国が示す「社会的養護の課題と将来像」では、施設で生活する子どもが9割、里親家庭で生活する子どもが1割である現状を、①ユニット化した本体施設、②グループホーム、③里親・ファミリーホームで生活する子どもの割合を3分の1ずつにするなどの目標を掲げており、これを実現するため都道府県計画の策定が義務付けられているところであるが、特に③里親・ファミリーホームについては、3割へ引き上げるには相当の行政によるバックアップが必要な状況にある。
施設内附置の方法による同センター設置が現実的なところではあるものの、各施設とも人員配置上の余裕も少なく、専従要件を満たすことができない。一般的には、職員配置については、子どもの処遇に直接影響する内容ではあるので安易な緩和は適当ではないと考えるが、里親等への支援を期待される「児童家庭支援センター」の職員配置に関しては、業務に支障のない範囲での兼務であれば、子どもの処遇への大きな影響は考えにくく、むしろセンターを設置することによるメリットの方が大きいと考える。

根拠法令等

児童福祉法第45条第2項
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第8条等

子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。また、「児童家庭支援センターの設置運営等について」(平成10年5月18日付け児発第397号厚生省児童家庭局長通知)の職員の配置等については児童家庭支援センターを適正に運営するための規定であるため、見直しは考えていない。

※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。))及び児童相談所設置市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

児童虐待通告が増加の一途をたどり、児童相談所の体制がそれに追いつかない状況の中で、児童家庭支援センターには、比較的軽微な内容で児童相談所でなくても対応可能なケースを分担してもらうことで、地域の児童虐待へ対応する体制の充実強化と、施設を退所した児童のアフターケアの充実を期待したいが、特に心理職員の人材確保が厳しくセンターが開設できない状況にある。

職員体制については、事業の質を左右する重要な要素と理解するところではあるが、心理職員の実質的な業務の内容としても、例えば、対象となる子ども自身が学習等のためにセンターに不在の時間もあり、また、施設併設型であれば、必要に応じて、直ちに駆けつけることもできると考えることから、専従としなければ直ちに児童の処遇に多大な影響があると考えにくい。

よって、特に施設併設型については心理職員の兼務を認めていただきたい。

全国知事会からの意見

児童家庭支援センターの職員の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許容すべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。

- ・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律

第37号) (第1次一括法) 附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 48

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

根拠法令等

認可外保育施設の設置届出の受理等の事務を一律に市町村に権限移譲することは、市町村の事務に大きく影響を与えるものであり、また、来年度施行予定の子ども・子育て支援新制度の施行準備に影響を及ぼす可能性もあり、適当ではない。

なお、地方自治法(平成26年法律第83号)第252条の17の2の規定に基づく事務処理特例制度を活用して、当該事務を市町村の事務とすることは、現行制度において可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

認可外保育施設に関する権限については、地域の実情に詳しい市町村が処理することで、事業者に対する指導監督や保護者への情報提供など、迅速で的確な対応が可能となる。

また、子ども・子育て支援新制度では「地域型保育事業」を市町村が認可するものとされている。

28年度以降の移譲であれば、子ども・子育て支援新制度の施行準備に支障はないと考える。

したがって、認可外保育施設の設置届出の受理等の事務を市町村に移譲することは、実情に合った対応と考えるので、市町村に移譲すべきである。

全国知事会からの意見

認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等については、市町村に移譲すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 権限移譲にあたって、市町村の人員体制上の懸念を指摘するが、都道府県においても多数の認可外保育施設を監視しきれない現実もあることや、地域型保育事業などについて市町村が単独事業として推進している事例も増えてきている以上、市町村に権限移譲すべきではないか。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 47

管理番号	136	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の「職員」基準の緩和				
提案団体	長岡市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)で定める「職員」基準(従うべき基準)について、市町村の放課後児童健全育成事業の実情に応じた運用を可能とするよう「従うべき基準」の緩和を望む。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)の「職員」基準において、放課後児童支援員については、当該基準第10条第3項の規定に該当し、都道府県が実施する研修を修了した者と定義された。
「従うべき基準」として規定された「職員」基準が、長岡市において支障が生じることから、長岡市の実情に応じた運用が可能となるよう別紙のとおり緩和を望む。

根拠法令等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第63号)第10条第3項

省令で定める設備および運営に関する基準については、社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」を設置し、都道府県、市町村の担当者、放課後児童クラブの関係者や専門家による議論を行い、平成25年12月25日に報告書を公表した。この報告書を踏まえ、平成26年4月30日に基準となる省令を策定したところである。

当該省令を踏まえ、現在各市町村においては、条例による基準の策定を進めているところであり、現段階で「従うべき基準」として規定された「職員」基準を変更することは、市町村の事務に混乱を生じさせるおそれがあり適当ではない。

さらに、本基準は、放課後児童クラブの質を確保する観点から、現場の担当者や専門家の議論を踏まえて定められたものであって、基準を緩和すると質の担保ができなくなる危険があり、慎重に検討する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

長岡市では、地域の子どもたちを地域の中で見守り育むことを基本理念に、放課後児童クラブの運営をコミュニティ推進組織に委託し実施している。このような中、限られたコミュニティの中での人材確保は難しくなっており、当該省令第10条第3項の規定に該当する者が各コミュニティで確保できない場合は、児童クラブ自体が運営できなくなり、何よりも利用者に迷惑をかけることになる。

今回の「職員」基準で、職員の質の確保という観点から規定されていることは承知をしているところである。施行日において、第10条第3項の規定に該当しない現在の従事者が職を退かなければならなくなるため、引き続き従事できるよう経過措置を設けてもらいたい。

また、あらゆる方法で募集等を行っても規定に該当する者が見つからなかった場合において、児童クラブを休止することは避けなければならないため、その場合において資格要件に及ばない子育て経験者であっても、都道府県が実施する研修のほか、市が実施する研修また児童厚生員2級資格取得研修などを受けてもらいながら質の確保を図り従事できるようにしてもらいたい。

現在、地域の人々が主体となって放課後児童クラブの運営を行うことで、地域の中で成長していく子どもたちにとって、よりよい健全育成事業が展開されている。この環境を継続していくためにも、第10条第3項の規定に該当しない者でも子どもたちの成長を見守り支える人材として、資格要件にとらわれない運営が可能となるよう地域の実情を汲んだ運営が図られることを切望する。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 制度移行期に一度に基準を引き上げることとしているため、施設運営上の支障が生じることが明らかになっているケースがある。特に経験に関する要件は2年間必要であるのに、省令が定められたのは平成26年4月、施行は平成27年4月からである。経過措置のあり方を再検討すべきである。

○ 併せて、ヒアリングの際に検討すると述べられていたとおり、省令第10条3項第9号にいう「放課後児童

健全育成事業に類似する事業」に係る通知を見直し、従事者の多様な経験を広く認められるようにすべきである。